

令和5年度第3回定例会（第2号）

令和5年9月7日（木曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 発議案第11号 特別委員会設置に関する決議
日程第 4 同意第18号 教育委員会委員の任命について
日程第 5 議案第27号 七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定について
日程第 6 議案第37号 七飯町手数料条例の一部改正について
日程第 7 議案第38号 七飯町健康センター条例の一部改正について
日程第 8 議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第 9 議案第40号 令和5年度七飯町一般会計補正予算（第5号）
日程第10 議案第41号 令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第42号 令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第43号 令和5年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第44号 令和5年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第45号 令和5年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（14名）

議 長	14番	木 下 敏	副 議 長	13番	川 村 主 税
	1番	澤 出 明 宏		2番	神 崎 和 枝
	3番	江 口 勝 幸		4番	青 山 金 助
	5番	川 上 弘 一		6番	佐々木 陵 二
	7番	田 村 敏 郎		8番	稲 垣 明 美
	9番	中 川 友 規		10番	平 松 俊 一
	11番	上 野 武 彦		12番	池 田 誠 悦

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	工 藤 稔	総 務 課 長	中 村 雄 司
財 政 課 長	青 山 栄久雄	情 報 防 災 課 長	庭 田 昌 輝
政 策 推 進 課 長	花 卷 亘	税 務 課 長	佐 藤 恵 美 子
会 計 課 長	関 口 順 子	住 民 課 長	福 川 晃 也
環 境 生 活 課 長	村 山 徳 收	福 祉 課 長	谷 口 真 樹
子 育 て 支 援 課 長	川 崎 恵 子	健 康 推 進 課 長	岩 上 剛
商 工 労 働 観 光 課 長	磯 場 嘉 和	農 林 水 産 課 長	村 上 宏 樹

土 木 課 長 笠 原 泰 之 都 市 住 宅 課 長 川 島 篤 実
上 下 水 道 課 長 池 田 晃

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 総 務 課 長 倍 楼 司 学 校 教 育 課 長 柴 田 憲
生 涯 教 育 課 長 竹 内 圭 介 学 校 給 食 セ ン タ ー 長 福 永 崇 弘
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 高 橋 雅 貴

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 赤 石 旭

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 中 村 雄 司

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監 査 委 員 永 田 英 利

○本会議の書記

事 務 局 長 広 部 美 幸 書 記 山 本 翔 大
書 記 伊 東 宏 樹

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

9 番 中 川 友 規 10 番 平 松 俊 一

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第3回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

9番 中 川 友 規 議員

10番 平 松 俊 一 議員

以上、2議員を指名いたします。

日程第2

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは、通告に従い3問質問のほう、させていただきます。

まず1問目、町内における民生委員の成り手不足対策について。

民生委員の役割とは、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている。

近年の民生委員の方の高齢化や成り手不足などにより、欠員となっている地区も出てきてい

る状況に対し、改めて七飯町の対応についてお聞きしたい。

1点目、欠員状況に対する取組について。

2点目、民生委員の近年の業務内容（資格等）について。

3点目、民生委員の年間の報酬について。

4点目、過去5年間の町内における民生委員の数と欠員の人数、現在の民生委員の平均年齢について。

お願いいたします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

1点目の欠員状況に対する取組ですが、民生委員活動は地域を基盤に成り立つものであることから、地域からの信頼を前提に、これまで町内会からの推薦を基本として選任を行ってききましたが、昨今は年金支給開始年齢の引上げや改正高齢者雇用安定法の施行等により就労を継続する高齢者が増え、役員の担い手確保に苦勞されている町内会も多く、民生委員の候補者も見つからない状況にあります。こうした状況を踏まえ、町内会からの推薦のほか、民生委員児童委員協議会広報にて民生委員の成り手を募集するなど、住民からの公募による担い手確保の取組も組み合わせて行っております。

2点目の民生委員の近年の業務内容（資格等）については、日常的には安否確認などの活動を通して高齢者等の住民の実態把握、介護や子育て等に関する相談受付、福祉サービスに関する情報提供、関係機関との連携や協力を行っているなど、児童委員の活動としても年1回程度町内の各学校への訪問、大沼、大中山、本町地区主催の児童交流活動を実施しております。

また、関係団体事業への参加協力として、春、秋、交通安全運動時の立哨活動、社会を明るくする運動に参加協力を行っております。

このほかに各種調査活動として年1回実施する独居高齢者の実態調査、教育委員会からの依頼に応じ準要保護を受ける際の調査、あと社会福祉協議会からの依頼に応じ、生活福祉資金の貸付時の実態調査にも対応を行っております。

なお、民生委員になるための資格等はありませんが、民生委員の条件として町の民生委員推薦会から推薦した候補者を審査するに当たって規定されている北海道社会福祉審議会における審査基準には、年齢制限については新任の場合は基準を設けず、再任の場合はできる限り75歳未満の方とされています。ただし、健康状態、過去の活動状況等を十分勘案し、弾力的な運用が可能とされています。

このほかに民生委員活動におおむね週14時間以上時間を割愛できること。再任の場合は、民生委員協議会への出席率がおおむね60%以上であること。会社員、公務員等、被雇用者については所属長の了解が得られていることが示されており、真に民生委員児童委員の職務の遂行が期待できる適任者を選任することとされています。

3点目の民生委員の年間の報酬についてですが、民生委員は非常勤特別職の地方公務員として地方公務員法で定められていますが、民生委員法第10条において、給与は支給しないと定められていることから、原則無報酬となっています。ただし、当町においてはガソリン代や電話代などの活動費として、北海道からの1人当たり年間6万2000円に2万5,800円上乗せした8万6,000円を活動費として支給しております。

4点目の過去5年間の町内における民生委員の数と欠員の人数ですが、民生委員の一斉改選日である12月1日現在の委員数で報告をさせていただきます。

民生委員の定数は71人で、令和元年度は58名、新任4人、辞任8人。令和2年度は60名、新任4人、辞任2人。令和3年度は61人、新任2人、辞任1人。令和4年度は3年に一度の改選時期で50人、新任2人、辞任13人。令和5年度は4月1日現在で51人、新任1人、辞任ゼロとなっております。

なお、平均年齢は70歳となっております。

私からは以上です。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは、再質問のほ

うをさせていただきます。

まず、順番に1点目の欠員状況の取組ということで、今御説明受けましたが、現段階では町内会のほうにお願いして、町内会長さんまたは役員の方になってられているケースが多いと思うのですが、実際例えば町の広報、またホームページ、そういった中で、そういった欠員に対しての取組、現在行っているのか行っていないのかがまず1点。

あと業務内容について、少し掘り下げて聞きたいのですが、実際民生委員の方が行う業務内容なのですが、年間通して、例えば地区ごとに分けられると思うのですが、そういう世帯に伺ったりすることもケース的にあると思うのですが、例えば月何日、月何時間ぐらい行って、年間ですね、どのぐらいの日数行っているのか。ちょっとその辺について御説明ください。

あと報酬の関係ですが、無報酬ということで、当然ガソリン代とかそういった活動費に関して、北海道から6万2000円で、町として2万5,800円出しているよということですが、この辺について、現在燃料の高騰から含めて若干ガソリン代も高くなっております。そういった中、道の部分に関しては無理かもしれませんが、町の負担分に関して若干現状と合わせた形で見直しができるかどうか。

あと、4点目についてですが、平成4年に50名で2人新規でマイナスが13人になっておりますけれども、この13人辞められた理由ですね、ちょっと分かれば。年齢的にできないということで辞められているものなのか、その辺分かればちょっと教えてください。お願いします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、再質問にお答えいたします。

1点目のインターネット、町広報などでの民生委員の成り手の方の募集についての部分なのですが、やはりそのあたりも私たちとしては今後、先ほど公募による募集も行っていきたいというふうにも考えておまして、そのあたり今

年度どのような形でやっていったらいいか、いろいろ他市町村の取組なども参考にしながら実施のほうを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

あと、2点目の活動に関しての部分なのですが、民生委員さんのほうについては、こちらとしてまず年間通して実施していただきたいということでお願いしている業務については、先ほどの答弁の中でもお答えしたのですが、高齢者等の実態調査の実施ということで、これを8月から12月の期間かけて地区を回っていただいて、実施していただくということでお願いしております。そのほかについて、月に何回訪問しなければいけないということは、その方の状況ですとか、民生委員さんの判断に応じて対応していただいている、一概に何件ということとは言えないのですが、そのあたり民生委員さんのほうで定期的に役場に活動状況の報告をしていただいて、その中でこちらの福祉課の担当係が活動状況の把握をさせていただいているということで、御理解いただきたいと思いません。

活動費の見直しについては、この場で断言はできないのですが、見直しができるかできないかと言われれば、できないわけではないかというふうに思いますので、そのあたり民生委員協議会とも実態を聞かせていただきながら、またそのあたり検討の部分もしていきたいかというふうに思いますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

すみません。あともう一つ、辞任の理由なのですが、一番の理由としてはやはり年齢的にそろそろといわれる、統計は取っていないので大変申し訳ないのですが、私のほうで聞いているお話としては、やはりそういう年齢的なものを理由に退任される方が多いのかなというふうに思います。

過去5年間のお話になってしまうのですが、辞任の年齢も圧倒的に75歳以上が過去5年間で9名、70歳から74歳の方が11名、65歳から69歳の方が2名、60歳から64歳の

方が2名、60歳以下の方が2名ということで、70歳以上の方がやはり非常に多い。あとはやはりちょっと業務的な負担も合わせてというような話になるので、業務的な部分と御自身のやはり体力的な部分で、ちょっとこれ以上ということで辞任のお話をいただくケースが多いかというふうに思います。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 川村主税議員。

○13番(川村主税) 今回、欠員になっている地域ですけれども、71から50と21地区が欠員状態になってますけれども、この欠員になっている地区の業務は今どのように行われているのか。例えばほかの民生委員の方が欠員のところをやっているのか。それとも、役場のほうで対応しているものなのか。その現状を教えてください。1点。

今現実問題として、高齢化の方に民生委員お願いしている状況ですけれども、やはり若い方、60歳以下の方にもこういう民生委員の仕事に携わってもらえるような対策も今回、これから考えていかなければならないのではないかなと思います。確かに現状として無報酬という部分が多分ネックになっているのではないかなと思うのですが、その部分に関して、多少やはり先ほど申し上げました活動費の部分の中で、多少なりとも上乘せする。またあと、業務内容ですよね。業務内容がやはり若い方々に対しても難しいとか、なかなか対面していくのがやりづらいとか、そういった方もいるのではないかと思いますけれども、これから町内会にお願いするのもあれですけれども、町内会自体もやはりもう現状として70歳以上の方がほとんどですから、なかなか負担かけるといってもいきませんので、やはりこれからそういった若い人たちにもやってもらえるような対策に向けて、その点についてお願いいたします。

○議長(木下 敏) 福祉課長。

○福祉課長(谷口真樹) お答えいたします。

欠員地区の対応状況なのですが、これも可能な範囲なのですが、その近隣の民生委員さんでカバーしていただいている部分もありますし、

やはりそこまでできないという部分も正直なところございます。ですので、なかなか例えば実態調査もできていない地区などもございますので、そのあたりはいろいろなケアマネジャーさん、あとは地域包括支援センターも含めてその辺りの地区の部分、可能な範囲で回って対応したりというところも行っているような状況でございます。

あとはやはり若い方にもなっていただきたいということで、最近テレビなどでも民生委員さんに関するCMなども流れているかと思いません。やはりどうしても民生委員さんというイメージがなかなか若い方にはぴんとこない部分もあるかと思えますし、やはり世間一般的には何か大変なことを、実際に重要な役割を担っていただいているので大変な部分はあるのですが、もう少し民生委員さんに対して御理解をいただけるような、やはり先ほどの公募で周知を行うという話もしましたけれども、そのあたりも含めて皆さん民生委員の活動ということをまずは知っていただく、そのあたりの部分も含めてやっていきたいなというふうに思います。

あと活動費の部分に関してもなのですが、今現状全員に聞いているわけではないのですけれども、やはり民生委員さんの活動を見ますと、皆さんきっと報酬目当てというよりは本当に民生委員の活動ということで、皆さんそういうボランティア精神を持って活動していただいているのが現状かと思えます。以前あったのですが、逆に地域からは何か民生委員をやることでお金をたくさんもらっているのではないかとかということで、何かそういう活動に支障を来すような声も聞かれたりとかするところもあって、活動費の部分しかもらっていないのですけれども、なかなかまだそういった部分も地域の方々には御理解いただけていない部分もあるかと思えますので、そのあたりも含めた形で、もう少し民生委員さんの活動についての周知について、係のほうでも検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 最後の質問にしますね。

町内会のほうでもできる限り、今現状として高齢化の部分でなかなか役場のほうからお願いするという部分の中で、できればペーパー、電話でお願いするというわけではなく、直接総会などのときにも実際に足を運んでいただいて、きちんと親切丁寧にお願いするということについて、1点お願いしたいのですが。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） 確かに町内会さんへの、今までは本当に推薦を待っているような形の部分でございました。今川村議員からのお話にあったとおり、やはり可能な限り、やはりこちらからも出向いてお願いをしていくように、私もしていきたいなど、係のほうともそのあたり打合せをしながら、特にやはり欠員が多い地域については、ちょっと重点的に何か対応できないかということも含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 2点目。新規就農者の対策について。

全国でも酪農家の担い手不足が深刻化する中、各自治体で様々な取組を行っているが、移住定住も含めなかなか成果につながっていないように思われる。国からの新規就農者に対しての補助制度などもあるが、利用条件などからうまく利用ができないケースなどもあり、あまり進んでいないように思われる。

現状での対策が不十分であるならば、七飯町としての補助制度、新しい取組が今必要でないかと考える。七飯町の大事な一次産業を守っていくためにも一歩踏み込んだ対策についてお聞きしたい。

1点目、過去5年間の酪農家戸数の推移について。

2点目、現在の酪農家の平均年齢について。

3点目、当町が窓口となっている新規就農者への対策について。

4点目、今後新たに考えている取組について。

て。

お願いいたします。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） 農業者団体等にも関係いたしますことから、1点目、2点目を農林水産課から答弁させていただきます。

1点目につきまして、過去5年間の酪農家戸数の推移でございますが、各年2月1日の状況で、乳用牛を飼育されている方ですと、平成31年27戸、令和2年27戸、令和3年26戸、令和4年23戸、令和5年22戸と推移しております。

2点目について、同じく各年2月1日の状況で平均年齢は、平成31年54歳、令和2年55歳、令和3年55歳、令和4年56歳、令和5年53歳と推移しております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（赤石 旭） それでは、私のほうから3点目、4点目に対して答弁させていただきます。

3点目の当町が窓口となっていて行っている新規就農者への対策についてですが、酪農に限らず全体的な農業の新規就農ということで私のほうから答弁いたします。

新規就農希望者の相談があった際には、新規就農地となる農地の紹介などを行い、農林水産課や農業者団体、関係機関と連携して受入れサポートをしております。

なお、近年の新規就農実績は令和2年度で2件、令和5年度で今のところ1件となっております。

また、新たに農業を始める方へ経営確立増に向けて、北海道農業次世代人材投資事業補助金を活用し、所得状況等により変動しますが、最大年間150万円の補助金について農林水産課を窓口として交付し、サポートを行っております。

4点目の今後の新たに考えている取組についてですが、令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための地域計画を農林水産課と連

携して、令和6年度中の策定に向けて準備を進めております。地域計画の中で、10年後の農用地等の利用者を筆単位で把握していく必要があります。農地所有者の将来を見据えた農業経営意向などを確認し、その中で新規就農者等の第三者への継承意向についても把握してまいりたいと考えております。

また、空き農地の情報を町ホームページに空き農地情報バンクとして掲載し、新規就農地として検討できるよう情報を発信しているほか、北海道と連携し、農業相談会を函館市内で開催しておりますが、今年度は開催回数を増やして実施し、新規就農希望者の掘り起こしを行ってまいります。

そのほか、ほかの自治体の有効な取組を調査・研究し、今後に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 1点目なのですがけれども、今回ちょっと通告で酪農家戸数という形で出してしまったのですが、畑農家さんというのかな、一般の農家さんの推移もちょっと確認したかったのですが、今用意している資料で答えられればその点についてお願いいたします。

先ほど4点目の中でお話出していた函館市内で開催している、これから増やしていくということなのですが、このほかに何か今後予定しているものは特にないという認識でいいのか、それを1点。

あと、先ほど現状で行っている紹介のサポートなのですが、それも今そういうものしかないものなのか、そこももう一回確認させてください。

以上、3点。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） 全体の農業者戸数でございますが、農林業センサスの状況の記憶でございますが、2020年の農林業センサスでは、約310経営体程度だというふうに記憶しております。その前の2015年の農林

業センサスであれば、約350経営体程度だというふうに記憶してございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（赤石 旭） それでは、先ほどの再質問で今後の予定事業とほかのサポートということで、まず、農業相談の回数を増やすことのほかは、今のところ予定はございませんが、今後状況に応じて他市町村の状況も調査・研究しながら、ちょっと考えていきたいなと思いますのでよろしくお願い致します。

それと、農地のサポート、ほかのサポートということですが、農地の紹介などを行っているほか、農業相談に来た際には、どのような形態で農業を進めていくかだとか、具体的なものを聞き取りながら必要に応じて情報提供をしているところでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 今、現状の部分でお答えいただいたのですが、その前の段階で令和2年に2件、令和5年に1件ということで、5年間で3件しか、これは問合せだけの件数なのか、実際に七飯町で始められた件数なのか、ちょっとその点、もう一回確認させてください。

それと、今道でも国のほうでも、新規就農者への補助金制度いろいろあるかと思うのですよね。そういった部分での活用方法の中で、町として何か取組を今考えてないのか、ちょっとその点についてもお願いいたします。

2点。

○議長（木下 敏） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（赤石 旭） それでは、まず令和2年度2件、令和5年度今のところ1件という数字でございますが、実際に就農につながったという件数でございます。実際相談はもう少しありますが、実際に就農につながったという件数はこのとおりとなっております。

なお、先ほどの補助金の関係ですが、こちらは今後他市町村の補助金等も調査・研究しながら

ら進めていければなと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 今令和2年に2件、令和5年に1件で就農された、そのほかにも相談件数はあるということなのですが、実際相談を受けて就農につながらなかった理由というのはどういう理由なのか。例えば本人が望んでいたものと実際やるのが違ったというのか、実際これならできないなという部分で相談だけで終わってしまったものなのか、ちょっとその辺について詳しくもし分かれば教えてください。

○議長（木下 敏） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（赤石 旭） 就農につながらなかった理由でございますが、統計を取っているわけではないので、感覚での答弁になってしまいますが、相談した中では、これではちょっと農業やっていけないとかという判断でやめていく方もいらっしゃるかなとは思いますが。

以上です。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） これから七飯町も人口が減っていきます、おのずと。大事な主要産業でもある酪農、農業、やはりこれ守っていくためには新規就農者の対策力入れていかなければならないと思うのですよね。当然今ほかの町村でも様々な取組やっていると思うのですけれども、今平均年齢見ても酪農家さんは比較的50代ですけれども、多分一般の農家さんに関してはそれなりの年齢行ってますし、現状として息子さんなりがいれば跡継いでもらえるのでしょうけれども、そういった現状がないところが多いと聞いております。やはりそれに関して、今までの対策のただ待っているだけという部分だけではなくて、やはり新しい取組含めて、確かに道また国の補助金制度いろいろ条件ありますけれども、それに近づくための努力は町のほうでもやはり考えなければいけないと思うのですよ。先ほど課長の答弁の中でも、もうちょっと何か七飯町としてこうやっていくんだという、

そういった部分の何かあればいいのですけれども、ちょっとそういった部分がないものですから、副町長さんなり町長さんのほうで、今後の新規就農者に対しての取組、どのように今考えているのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今七飯町の農業の現状も含めまして、農業委員会のほうで農地パトロールだとか、そういうものをしながら遊休農地の利活用の促進ということで、今現状現役で農業をやられている方々に遊休農地の活用という部分で活用してもらって、その中で農地の活用できない部分なども、結構、総務経済常任委員会さんのほうでの報告書にもあるとおり、なかなか使えない農地も含めて、どう活用していくかということが課題になっているというふうになっております。

また、移住定住の部分も含めまして、継承される方が移り住んで就農される方ということは貴重な存在だというふうには思っております。今農業委員会のほうではそういう窓口として農業の経営、そして農地の活用ということで、相談窓口をしておりますけれども、それとまた併せて政策推進課のほうで定住移住の取組をしている中では、首都圏のほうで、東京だとかのほうで、そういう移住相談をしていると。その中で、北海道のほうの農業公社だとかも一緒に移住定住の促進会のほうに出席して、農業の相談窓口も実施しているというようなことでございまして、北海道一帯としてそういう就農の相談もした中で、七飯町のほうにマッチングしたような方々を今後誘導してくるという部分のそういう促進策を他市町村の実例も研究しながら、町としても取り組んでいきたいというふうに思っております。

議員が御指摘されるように、今後人口減少社会の中で担い手不足というのは、特に農業分野なども一次産業というのは食を支える一番貴重な部分でございまして、そういう部分、ちょっとこれからの部分になりますけれども、研究して進めていきたいというふうに思います

ので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 児童生徒の熱中症対策について。

令和5年8月22日、北海道伊達市の伊達小学校で痛ましい出来事が発生しました。午前中の体育の授業終了後、小学2年生の女の子が突然意識を失い倒れ、その後病院搬送で死亡が確認されました。伊達市の気象データを見ると、驚くべき数字が浮かび上がる。このときの伊達市での最高気温は33.5度、これは統計以来の最高記録となっている。

このような悲しい出来事が今後出てこないためにも、学校全体の熱中症対策や授業計画、さらには保護者との連携などについて、どのような対策を強化すべきかについてお聞きしたい。

1点目、児童生徒に対しての熱中症対策はどのように行っているのか。（文科省等の指針等についても）

2点目、各教室などの冷房設備の状況について。

3点目、今後、長寿命化改修事業を予定している七飯、大中山中学校の熱中症対策も踏まえた空調設備等について。

3点、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 私からは1点目と2点目についてお答えしてまいります。

1点目でございますが、文部科学省からは熱中症の危機管理マニュアルの例が示されておりますので、環境省及び気象庁から発表される熱中症警戒アラートなどを活用いたしまして、運動についての実施判断などの予防措置や、万が一熱中症を疑う症状が発生した場合の救急処置などを各町立学校において実施しているところでございます。

日常的な学校活動における具体的な対策につきましては、各教室や廊下などに扇風機を設置し、送風、換気を行っております。

また、小中学校ともに児童生徒には水やお茶

が入った水筒を持参させており、休み時間だけではなく、授業中についても自己の判断で水分補給を可能としているほか、行事などでは必ず途中で水分補給する時間を設けております。特に体育の授業では、天気や授業内容にもよりますが、10分から20分置きに小まめに休憩や水分補給を行うようにしておりますが、授業科目や活動内容にかかわらず日頃より児童生徒に対して、決して無理をしないよう、体調が悪くなったときはすぐに申し出るように指導をしているところでございます。

そのほか、保護者の方に対しましても、注意喚起のほか、学校における対策状況や熱中症対策用品の取扱い、家庭に対するお願いなどを主に安心メールを利用して各学校よりお知らせしております。

今年の夏は記録的な暑さが続きましたが、今後も状況に応じて午前授業など授業時間の繰上げや臨時休業などの対応を行い、子供たちの命を守るための手だてを講じていきたいと考えております。

2点目でございますが、北海道の所有施設を利用している大沼岳陽学校鈴蘭谷分校を除いて、各町立学校には保健室に冷房設備が設置されているほか、七飯小学校では特別支援教室1室、藤城小学校ではパソコン教室1室にも設置されてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（悟楼 司） 3点目は私からお答えしてまいります。

学校の長寿命化改修工事につきましては、建設後46年が経過している七飯中学校を躯体の老朽化などの状況により改修の必要があることから、今年度建物の耐力度調査、またその調査結果を基に改修内容を確定し、工事基本設計、実施設計を策定すべく進めているところでございます。

御質問にあります熱中症対策も踏まえた空調設備等の整備につきまして、令和4年9月1日現在の文部科学省の調査では、全国の小中学校の普通教室での空調設備設置率は95.7%です

が、北海道においては16.5%、渡島管内は3.0%の整備率で、北海道また近隣の市町においても設置が進んでいないのが現状でございます。しかしながら、昨今の温暖化の影響は学校現場においても非常に大きく、児童生徒にとって健康的で快適な学習環境となるよう取り組まなければならない喫緊の課題として認識しております。これを進めるに当たっては、町の他の公共施設での整備等、また今後の施設整備の在り方などを関係部局で十分に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは、何点か再質問のほうをさせていただきます。

まず、判断基準ですよ。基になるというのが多分熱中症アラートの部分になるのだと思うのですが、その部分に関して今学校側のほうで、例えば気温が三十何度だからというのではなくて、多分計測計から指数みたいのを出して、それによっていろいろな、ここはもう活動しては駄目だとか、ここまではいいよと、そういう何か基準があると思うのですが、その辺の判断基準についてもし分かっていたら、1点。

あと、例えばたしか今回夏休み終わって、登校して次の日がたしか臨時休校ですね、小学校、中学校なったかと思うのですが、そういった判断を行う場合は、学校側で決定したものを教育委員会にまた報告するものなのか。学校と教育委員会のほうで話をして決定するものなのか、ちょっとその辺を教えてください。

あと、今現行で行っている対策の中で、生徒さん、児童さんが水筒を持っていたり、休憩時間設けているということなのですが、実際よく本州の働いている大人の現場だと、そういう例えばクールダウンをさせるような場所とかも確保している民間企業さんもありますけれども、現実的に今保健室しかクーラーがないと。一部どこかあるということなのですが、クールダウンをさせるような場所が現時点であるものなのか。ちょっとその確認を1点。

あと、熱中症指数を測る何か器械があるらしいのですけれども、実際は5,000円から1万円ぐらいで1台買えるみたいなのですけれども、現行として今そういうものが学校のほうに備付けがあるのかなのか。もしないのであれば当然そういうものが必要になってくると思うのですけれども、その点についてどのように考えているのか、1点。

あと、一番いい考えというのはやはりクーラーがついていれば一番いいのだと思いますけれども、当然予算的な部分もあるでしょうから、その辺について今後設置するお考えがあるかどうか、その1点。

あと、注意喚起ですね。熱中症対策の注意喚起の例えば今Y o u T u b eなどみたいなのでこういった部分で熱中症対策やっているというのを、やはり大人は、親御さん、また学校の先生は分かるのですけれども、実際子供さんがどこまで理解しているのかというのが分からないですから、そういったメディアを使った、今後熱中症対策に向けて活動ができるものなのか、その点についてお願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、再質問にお答えしてまいります。

まず、学校の熱中症アラート等の判断基準でございますけれども、まず熱中症アラートにつきましては、令和3年4月から本格的に活用されたもので、環境省及び気象庁から発出されているものでございます。こちらのほうで、暑さ指数いわゆる温度や気温、あと輻射ですね、日の当たりですとか、そういったものからの暑さ指数で33以上になった場合、気象庁の予報の区域で発表されるということとなっております。

この基準でございますけれども、前回8月の始業式の日、あとその次の日なのですけれども、この日熱中症アラート発令されております。この場合の基準なのですけれども、まず熱中症警戒アラートが出た場合、その時点で暑さ指数が33となっておりますので、こちらは環境省等が発出する熱中症の予防運動指針からす

れば31以上で運動は原則中止となっておりますので、その場合、原則運動中止となりますので、七飯町の場合も当然中止しております。

考え方なのですけれども、暑さ指数28から31、こちら気温で言えば参考で31度から35度まで、31度以上になりますけれども、この場合熱中症の危険が高く激しい運動や持久走など体温の上昇しやすい運動は避けるとされておりまして、このあたりから運動とか部活の中止の判断が出てくるところでございます。ただし、通常より低い指数、暑さ指数で25から28、気温で言えば28度から31度、気温で28度以上からでも熱中症の危険が増すとされておりまして、このあたりから部活動では短縮ですとか、屋外活動の中止を検討したり、体育などには授業内容の検討を行うこととなっております。

次に、休校の判断の順番ということですが、まず令和5年8月24日木曜日、この日始業式の日だったのでございますけれども、熱中症警戒アラートが発令されまして、この日は大沼岳陽学校を除いて午前授業の措置を取らせていただきました。その次の日令和5年8月25日金曜日ですが、この日も熱中症警戒アラート発令されまして、その発令されるという予測がございましたので、こちらのほうは全校臨時休業という形になりました。ただし、七飯中学校の3年生のみ次週の修学旅行準備がございましたので、3教時まで登校いたしました。一番気温が低い教室を使って活動しております。

こちらの判断ですけれども、基本的には各学校長が休校もしくは午前授業の判断をしております。以前コロナ禍等でコロナの関係で七飯町と校長会のほうで協議して一斉に臨時休校等の措置を取ったこともございますけれども、熱中症に関しましては、地理的要因等もございます。気温ですとか湿度とかの要因もありますけれども、そういったことで各学校、状態がそれぞれ違うこともございますので、基本的には各学校、その学校を一番分かっている学校長の判断によって休校等の判断を今回行ったというところでございます。

次に、クールダウンの場所ですけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、各町立学校、保健室のほうに冷房設備が設置されてございますので、例えば体調が悪くなったお子さんがいらっしゃる、そういった場合には保健室を利用して体調を整える、そういった形を取ってるところでございます。

あと指針、暑さ指数を計測する器械でございますけれども、こちらのほうがいわゆる気温そして湿度、あと日射という日の当たりからの暑さ指数という熱中症に対応する指数を測定する装置でございます。こちらにつきましては、七飯町の場合、部活動を行っている中学校3校につきましては、暑さ指数を計測する器械は設置されております。ただ、小学校については、そういう計測できる装置はございません。ちょっといきなり急遽このような形で記録的な暑さが続いたということもあり、私どものほうで配置しておりませんでした。この件につきましては、今各学校と購入に向けて調整しているということで、順次購入していきたいと考えておりますけれども、今こういう状況ですので、品薄等も考えられますけれども、七飯町といたしましては購入するというところで調整しているということで御理解いただきたいと思っております。

あと最後に、注意喚起の活動に関してですけれども、こちらにつきましては各学校ごとに熱中症対策の対応というのが規模によって異なる部分が多くございます。例えば帽子をかぶったり、ネッククーラーを使ったりとか、あと水筒の中に入れるものの判断ですとか、そういった細かいこともありますので、現在各学校で安心メールを活用して、注意喚起を各学校に行っているところございまして、常日頃より教員のほうからも子供たちについては、熱中症対策についての措置や気分が悪くなった場合の申出とかをお話ししているところでございます。現在のところ、一番早くスムーズに各家庭及び子供たちに伝わるのが学校及び安心メールと考えておりますので、一応そのようなことで御理解をいただきたいと思っております。

私は以上です。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（倍楼 司） それでは、私のほうからはクーラーの整備という御質問でございますので、そちらについてお答えしてまいります。

まず、先ほど質問に1点目お答えしてまいりましたが、なかなか北海道ではクーラー、冷房機の整備が進んでいないというのが現状でございます。これは今まで北海道が冷涼な気候だと言われていたところでございますけれども、今年もそうですけれども、今後温暖化が進むだろうなという想定の中では、冷房は学校段階においても必要になってくるというようなものは教育委員会でも考えております。優先順位が高いのではないかとということで捉えております。

ただ、学校全部を冷房するというのは相当な事業費が必要になるということでございます。

進めるに当たっても、小学校の低学年だとかで体温調整というか自分の意思をしっかりと伝えられない子供たちのほうからするだとか、その学校の中でも、先ほど議員おっしゃっていた逃げ場所ということで、そこら辺を重点的にやっていくというような考えもあると思っておりますので、そこら辺教育委員会としての考え方も整理させていただいて、町としてはそのほかの公共施設の整備との兼ね合いもあるでしょうから、そこら辺をしっかりと関係部局で整理をして検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） あと何点かなのですけれども、先ほど学校長の判断でということだったと思うのですが、例えば今説明していただいた熱中症アラートの関係で、ある程度28度から30度などが4項目ぐらいあったかと思うのですけれども、やはりこれも一般的な部分と児童生徒さんの体調とかそういった部分で、本来だと30度ぐらいでないといえかもしれないけれども、その子によっては二十何度でも熱中症になる子はやはりなると思うのですね。その判断非常に難しいと思うのですけれども、やはり

日頃からそういった、注意喚起もそうなのですが、配慮というのですかね、やはり子供さんの状況をなるべく見るような形で最悪のケースをならないためにも日頃からのそういった対応のほうをまずお願いしたいなというのが1点。

あと、先ほどクーラーの部分、クーラーがあると多少違うのですけれども、建物内の部分に関してはクーラーでもいいと思うのですけれども、外で部活なりまた体育の授業となるとやはりそれなりの体感温度、例えば函館市内とかそういった部分で何度あっても、七飯町で若干高さが違うというケース多々あるかと思っておりますので、逆に函館市内で出てないから七飯町もいいのだではなくて、やはり七飯町は七飯町の部分できちんとそういった、先ほどの計測計の部分もきちんと用意しながら、使いながら、そういった部分考えての取組について、もう1点。

2点、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 学校長判断及び日頃からの対応ということでございますけれども、今年の夏8月につきましては、いわゆる真夏日、30度以上の真夏日が今年から過去5年で見ますと、令和元年から4年までは1日から6日程度ということでございました。令和5年今年につきましては、30度を超える真夏日が21日に達するという非常に記録づくめの猛暑だったと考えております。ただ、これは今後も続くことを踏まえて、これは今後も続くことを考えながら私ども教育委員会、あと各学校で連携を取りまして、子供たちの体調管理、そして子供たちの安全を守るための措置を取っていきたいと思います。

このたび、暑さによる休校等は初めての措置になりましたけれども、今後はそういうことも十分考えられるということで、ためらいなく危険が感じられる場合はこのような措置を取っていきたいというふうに考えているところでございます。

計測器につきましても、そういったことで、中学校のみの現在配置となっておりますけれども、

ども、速やかに小学校のほうにも配置していくということで、今学校と調整しておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

11時10分、再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

川上弘一議員。

○5番（川上弘一） それでは、通告に従いまして、2問質問をさせていただきます。

1問目は、公共施設における冷房設備についてでございます。

近年、北海道においても真夏日を記録することが多くなり、8月23日現在で35日連続での真夏日を記録し、観測史上最長となっております。

道南においても、8月10日には函館市美原の气象台において35.4度と観測史上1位を更新するなど、暑さを感じる日が続いております。

しかしながら、学校施設や役場庁舎をはじめ、図書室などの公共施設には冷房設備が設置されていない施設もあり、窓を開き扇風機を回し、猛暑に耐えている状況であります。

今年だけではなく、地球温暖化現象により来年以降も暑い日が増えることが予測される中で、役場庁舎に手続に来る町民や図書室を利用する町民、また施設に勤務する職員の健康への影響が心配されるところであり、学校施設を含む公共施設の冷房設備など、室温調整設備を設置する考えがないか伺います。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（悟楼 司） 私からは教育委員会が管理する学校及び公共施設の冷房設備の整備について、併せてお答えしてまいります。

基本的には先ほどの一般質問の回答と同様で

ございます。児童生徒が一日のうちでも過ごす時間の長い学校、また町民が社会教育活動等を行う公共施設において、取り組まなければならない喫緊の課題として捉えております。これを進めるに当たっては、町が管理する公共施設での冷房整備の在り方を関係部局で十分に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務課長。

○総務課長（中村雄司） 私からは役場庁舎の冷房設備についてお答えさせていただきます。

役場庁舎は昭和59年に建設しておりますが、建設当時のエアコンなどの冷房設備は庁舎内全てではなく限定的に整備され、庁舎2階の町長室、現在の副町長室であります助役室、そして応接室のほか、3階ではこの議場と正副議長室、そして応接室のみでございました。その後、役場庁舎を利用される町民や勤務する職員等の健康管理の観点からも少しずつではございますが、個室のため温度が上がりやすい会議室や事務室に冷房設備を整備してきたところでございます。

現在個室ではなく、見通しのよいオープンとなっている事務室はエアコンなどの冷房設備はなく、扇風機や窓の開放等による換気、ロールカーテンによる遮熱等でできるだけ暑くならないように努めております。

また、行政サービスの窓口で時間を要する際には、エアコン設備のある会議室において手続を行っているところです。

お尋ねの役場庁舎の冷房設備導入については、来年度以降の暑い夏にも極力対応できるように努めてまいります。冷房設備設置までの間は既存の設備を生かしながらの応急的な対応とし、職員団体ともよく相談しながら、環境改善に努めてまいります。

なお、公共施設については、体調管理が難しいお子さんや高齢の方が利用する施設、町民が広く利用される施設など、優先順位や有利な財源等の活用も考慮しながら検討していく必要があるものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○5番（川上弘一） これまで同僚議員から図書室や学校施設に対しての高温対策による質問がございましたが、いずれも私が聞いたところによると、扇風機による送風、あるいは換気によって現在対応しているが、必要に応じて扇風機の数を増やしていきたいとか、また当面は既存の施設を生かしながら対応という答弁をいただいておりますが、ちょっと高温多湿についての感覚が危機感を少し持っていないなというふうな答弁を私としては聞いておりました。確かに冷房設備などによる高温対策には多額な予算というものがかかってくることは確かでございます。しかしながら、町民の方々や学生、公共施設で働く職員の健全な健康状態というものを保っていくことのほうがより優先ではないかと私は思っております。

ただいま教育総務課長のほうから、高温対策は喫緊の課題であるという捉え方をしているという答弁がございましたけれども、喫緊の課題ということを読めば、急を要する大事な案件であるというふうに私捉えてまして、本当に急がなければならない、そういう案件であるというふうに認識をさせていただきました。来年度の予算に取り組むべき課題だと思っておりますけれども、高温対策に対しての町長の考え方をまず伺っていきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 総務課長。

○総務課長（中村雄司） 公共施設における冷房設備等の更新等について、暑さについては来年度もやってくるというところでのことのお尋ねかと思っております。高温の部分について、議員御指摘のとおり、これまで北海道比較的涼しいという環境の中で十分対策が進んでない中で、こういった部分の将来を見据えての対策を練ったほうがよいのではないかと趣旨のことかと思っております。

実際政府では令和4年4月に熱中症対策の行動計画というものを改定しまして、対策に取り組むとしておりまして、環境省でも地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進とい

うことをモデル事業としまして、現在進めてきているところがございます。ただ、熱中症という事業については、どちらかという、北海道というよりも全国で発生している状況でございます、この事業を実施するに当たってはなかなか施設整備には活用しにくいというような状況もあるものですから、他の補助メニューなども活用しながら熱中症対策というものが開始をできればというふうに思っておりますが、現段階ではなかなかそういった有利な補助メニューというのはなかなか難しいというところでございます。

引き続き、今年の夏を教訓に来年もお子さんですとか町民、公共施設を利用される方々が使用しやすいような施設整備を、環境整備を整えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○5番（川上弘一） 私が聞いたのは、高温対策について、いろいろな補助的なものが国から打ち出される可能性もありますけれども、来年度の予算に取り組んでいく考えはあるかないかということをお聞きしたいのです。

○議長（木下 敏） 総務課長。

○総務課長（中村雄司） 公共施設の部分全般なことと言えますけれども、やはり施設ごとの事業費等を勘案する必要があります。熱中症対策、高温対策について、できる範囲でもなりますが、財政サイドとも相談しながら、今よりもいい環境をつくれるように努めていきたいというふうに思っておりますので、次年度以降予算化できるかどうかは別としまして、庁舎施設等を管理する部分で深い検討を進めていく必要があるというふうに思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○5番（川上弘一） ぜひとも予算化していただきたいということで、当局のほうで検討を重ねていただきたいと思います。

労働安全衛生法事務所衛生基準規則第5条第3項に「事業者は、空気調和設備を設けている場合は、労働者を常時使用させる部屋の気温が

18度以上28度以下及び相対湿度が40%以上70%以下になるように努めなければならない。なお、空気調和設備を設けている場合以外であっても、冷暖房器具を使用することなどにより、事務所における部屋の気温は18度以上28度以下になるようにすることが望ましい」という法律がうたわれておまして、夏場での職場環境は人が健全な状態で行動や仕事ができるよう、28度以下の環境が保持できるような環境を整備していかなければならないとなっております。

ちなみに、役場庁舎内の午後1時の1階、2階の室温データが私手元でございます。データは外気温が上がり始めた今年の7月28日から8月31日までの役場が閉まって閉庁時を除いた25日間でございますけれども、扇風機を回して窓を開放している状態での1階、2階の温度計のデータとなっておりますけれども、1階では28度以上あった日が25日中18日間ございました。そのうち、30度を超過している日が6日間ございました。2階でも28度以上あった日が25日中21日間、そのうち30度以上の日が7日間で、これびっくり数字なのですけれども、何と熱中症や健康被害を発生する危険な暑さ指数、28度以上の日が25日間のうち8割以上にも上る21日間もあったということでございます。多分町内の小中学校の教室でも、また図書室でも同じ状態かそれ以上の高温であったと思われております。これらのデータから分かりますように、いつ熱中症になってもおかしくない、ならないのが不思議なぐらいの劣悪な教室内や職場環境になっておりました。

町長は、今私がお話ししたこのデータや劣悪な職場環境の状態について、把握しておられたのかどうかというのが1点。

今私が話したことについて、この状況にどういった感想を持たれたのか、お聞きいたします。

よろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今年の夏8月は、議員がおっしゃるとおり、夏日もずっと続きまして、

相当暑い日が続きました。執務室においても、今お話しされたとおりだというふうに認識しております。その中で、今回は役場の空いている会議室を臨時執務室として自由に入出りできるようにしまして、職員が交代でクールダウンしながら仕事ができるようにというふうな対応をしてきたところでございます。

また、公共施設全体のそういう熱中症対策ということでは、やはり学校のほうをまずは重点にやっていかなければならないのかなというふうにして思っております。

来年度以降に予算の措置を考えているのかというふうな御質問ですけれども、この熱中症対策はもう既に準備していかなければならないかなというふうには思っております。そういう意味では、優先順位を決めて、できれば義務教育施設のほうから順次、予算にも限りがあるものですから、その中でどの程度のスピード感を持ってできるのかどうか、まだちょっと未知ですけれども、そういうふうな公共施設のほうの熱中症対策の取組は進めていきたいというふうと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○5番（川上弘一） この劣悪な役場内の環境状態というものを把握していたということだと思いますけれども、把握していたのであれば、どういう対策をしていかなければならないのかというのも当然出てくると思うのですけれども、その辺何かお考えございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 役場の事務室の部分の対策については、事務室自体がオープンスペースですので、どのような対策をするかということ具体的なものは今私のほうでもまだありません。しかしながら、例えば今回臨時執務室でやった部分では、101会議室という大きな1階の会議室がありますけれども、その会議室だとか、2階のほうも201、202というふうな中規模な会議室、小規模な会議室というよ

うな形の中で、そこを臨時執務室として職員のほうには開放したというようなことでございます。

御来場いただく住民の方々もそういう熱中症対策を施さなければならないという中で、この役場の執務室自体大きなスペースでございまして、そこは吹き抜けにもなっておりますので、そこについてはちょっと今具体的な施策についてはお話できませんけれども、やはりそういう職員の労働環境の改善という意味では、職員団体とも御相談をしながら、またこちらのほうの庁舎内でのどのような改善策ができるのか、それらを内部を協議しながら進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○5番（川上弘一） 今町長の答弁では、1階に臨時の部屋を設けて、そこは多分クーラーの入っている部屋だと思うのです。2階にもそういう部屋を設けて、職員はそこで仕事をできるような空間といいますか、そういう部屋を設けているということですが、実際先ほど私が言ったデータで28度以上になっている日が25日間のうち21日間ありまして、本当に熱中症にいつなってもおかしくない気温まで上がっているわけですね。それで、例えばですよ、今日は28度、30度以上になるから、熱中症の危険性が高いから、どこかに退避してくださいということになると、職員全員どこか部屋に行きたがりますよ。涼しい部屋に。危ないから、自分の机に座っていると。当然ですよ。そうすれば事務所が空っぽになってしまいます。そういうことがないように、やはり座っている、事務についている状態で、熱中症にならない程度の28度以下に室内を抑えていくのが使用者として当然の責務であると思っております。

また、新聞紙上でございますけれども、道内の真夏日が44日間連続で更新をしております。そしてまた、今年での現在までの熱中症により病院に搬送された方は3,058人で過去最

高となっていることが報道されているところ
でございます。

環境省の指針では、暑さ指数が28度以上
になると熱中症のリスクが急激に高まる
嚴重警戒ですよ、嚴重警戒とされて
ございます。また、平成21年6月19
日付で厚生労働省の労働局から北海
道労働局へ、職場における熱中症の
予防についてという通達の中では、
作業環境の管理として高温多湿の
作業場所には適度な通風または冷房
設備を設けることとうたわれて
ございます。ですから、まず第一に
行わなければならないことは、
一つの部屋をクーラー入っている
からそこに危なくなったら行きな
さいではなくて、学校だとか、各
学校、また役場庁舎を含む各公
共施設の室内の温度というものを
28度以下に保つ状況というものを
早急につくり出すことが大事だ
というふうに思っております。

極端な話、先ほども言いましたけれど
も、今日28度を超えて熱中症の
リスクが非常に高いから、安全な
場所へ退避してくださいといっ
ても、小中学生の生徒は教室以外
のどこで授業を受ければいいのか。
また、役場を含む公共施設で
働く職員が退避すれば本当に事
務所は空の状態になるわけで
ございます。そうならないよう
に、やはり室内温度を28度以下
に保つ、そういう状態を早急に
進めるべきだと思っております。

高温対策の一つの例といたしまして、
私が思っていることを言います
けれども、冷房設備には高額な
予算が必要だとするならば、
取りあえず月単位のリース契約
もできる移動式のスポットクー
ラーというものがございませ
ん。これを設置することで当面
の高温対策は可能であると
私は思っております。

先ほど総務課長のほうから答弁
いただきましたけれども、冷房
設備の導入については来年度
以降の夏にも極力対応できる
ように努めてまいりたいとい
う答弁をいただいております。
また、先ほども言いました
教育総務課長のほうからも、
高温対策は喫緊の課題である
という答弁をいただいております。
本当に熱中症に対して、熱
中症によるといいますか、悲
しい事故や

出来事が起こる前に、熱中症を
予防するための高温対策を早
急に講じていくことが急務で
あり行政の責任であると思
えます。先ほども言いました
が、今までの私のこの発言を
通して、行政の責務である
と思えますが、来年度の
予算に高温対策を取り組んで
いく考えはあるかどうか、
再度町長のほうから伺って
まいりたいと思いません。
よろしくお願ひします。

○議長(木下 敏) 町長。

○町長(杉原 太) 先ほども
お話ししたように、来年度
以降の予算のほうには反映
させていきたいというふう
には思いません。しかしな
がら、一遍に設備するとい
うことはなかなか難しい
こととございますので、
優先順位を定めて予算で
賄える部分で対処して
まいりたいというふうに
思いますので、その際
には優先順位を決めて
計画的にというふうな
考えで行きたいと思
っておりますので、御
理解いただきたいとい
うふうに思いません。

以上です。

○議長(木下 敏) 川上弘一議員。

○5番(川上弘一) 今町長
のほうから、来年度の
予算に当たっては高温
対策のほうを予算化
して反映させて
いきたいという御
返事いただきました
ので、よろしく
お願いして
いきたいとい
うふうに
思いません。

この問題についての最後、町長
にまた伺いま
すけれども、国は北海道
を含む高温対策に伴
う補助制度、いまだ
に打ち出されて
ございませ
んが、渡島町村会
などで国が高温
対策の補助
制度を設ける
ように、国が
設けていただく
ように、北海
道に強く要請
していくこと
が必要だと考
えております
けれども、町
長は北海道
に対して要
請行動を行
っていく考
えがあるの
か伺いま
す。よろしく
お願いいた
します。

○議長(木下 敏) 町長。

○町長(杉原 太) 私たち
も一町村から
の意見とい
うよりは、町
村会、そし
て北海道町
村会という
ような形
の中で声
を出して
いきたい
という
ふう
に思
って
お
り
ま
す
し、
そ
の
際
に
は
市
長
会
の
ほう
に
も
同
調
し
て
い
た
だ
い
て
い
う
か、
既
に
市
長
会
の
ほう
で
も
動
き
が
も
う
あ
り
ま
す
の
で、町

村会のほうでも合わせて要望していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○5番（川上弘一） という御答弁いただきましたので、今後と要請活動をよろしく願いしていきたいというふうに思っております。

1問目を終わります。

それでは、2問目に移ります。

物価高騰に対する子育て世帯への支援について。

昨今の物価高騰において、令和5年7月の消費者物価指数は前年同月比3.3%の上昇となっているが、子供の養育に欠かせない粉ミルクや紙おむつ、乳児服などを抽出した赤ちゃん物価指数では前年同月比7.1%の上昇と、全体での上昇率の倍以上の上昇率となっていることから、物価高騰が子育て世帯の生活へ与える影響は非常に大きいと言えます。

そのような状況の中、国においては低所得世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を実施しているところでございますが、この物価高騰は低所得者世帯のみならず、子育て世帯全体に大きな負担を及ぼしていると思います。所得による制限をなくした同様の施策を行っている近隣自治体もあり、町長の施政方針の中で「子供を安心して産み育てられる」を四つの基本的視点のうちの一つとしている当町としても、検討していく必要があると考えますけれども、所得による制限をなくし支給の対象を拡大する意向がないか伺います。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（福川晃也） 御質問の子育て世帯生活支援特別給付金は、食費等の物価高騰等により影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人につき一律5万円の給付金が支給されるものでございます。本給付金事業につきましては、国より早急な事業実施が要請されていたことから、所得制限等の制度変更ではなく迅速な給付を目指し、本年5月12日の第2回臨時会にて事業予算を議決いただきまして、

同月中に支給開始できたところでありますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○5番（川上弘一） 今の答弁でございますけれども、国からの交付金で5月に低所得の子育て世帯に子育て世帯生活支援給付金として1人5万円を給付したということは分かりましたけれども、私がお伺いしたいのは、乳幼児の粉ミルクや紙おむつなど赤ちゃんの物価指数は前年比7.1%も上がっているわけでございます。また、食料品などの様々な物品が値上げとなりまして、物価高騰がし続けている中、今言われた1人5万円の支給というものは町内の低所得の子育て世帯に限られております。言い換えれば、低所得の子育て世帯以外の子育て世帯には子育て支援給付金が一切当たっていないということでございます。やはりこの物価高騰は町内の全ての子育て世帯に大きな負担を及ぼしていることから、低所得の子育て世帯だけではなく、町独自の施策、町独自の施策ですね、全ての子育て世帯に対して手厚い支援が必要であると私は思っているところでございます。

ちなみに、近隣自治体で低所得という所得制限を持たないで、全ての児童手当などの受給者に市や町の独自の政策で子育て支援給付金を支給している自治体がございます。私が知っている中では八雲町でございますけれども、八雲町では八雲子育て世帯への給付金として1人5万円を8月に配っております。また函館でございますけれども、函館市では函館市子育て世帯物価高騰緊急給付金として1人2万円ですけれども、1人につき2万円をこの9月に支給することになっていると聞いております。このように独自の施策で、市や町の独自の施策で子育て世帯に給付金の支給を実施している自治体もあるということでございます。

先ほども言いましたが、物価の高騰は全ての子育て世帯の家計に多大な影響というものを与えているところでございます。ですから、低所得の子育て世帯だけでなく、全ての子育て世帯に対して、手厚い支援が必要であると思っておりますので、七飯町独自の施策により、全ての子

育て世帯を支援していく考えはあるのかなのか伺ってまいります。よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（工藤 稔） 物価高騰に伴います子育て世帯をはじめとする支援の関係でございますけれども、先ほども担当課長のほうからも御答弁をさせていただきましたとおり、子育て世帯の生活支援特別給付金ということで、食費等の物価高騰により影響を特に受けます低所得の子育て世帯に対しまして、児童1人につき一律5万円の給付金を5月に開催されました第2回の臨時会のほうで議決をいただきまして、5月から支給を開始しているところでございます。

なお、議員のほうから御提案ございました所得制限なしの取組につきましては、今年度新入学生を対象としました新入学児童学用品負担軽減補助金のほか、学童保育クラブの保育料を減免補助、また認可外保育の保育施設の利用者の負担軽減の事業を、こういった補助の事業なども実施しているところでございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○5番（川上弘一） 子育て支援給付金は、今副町長も言いましたけれども、低所得の世帯には確かに配っているのですよ。やはり低所得以外の世帯も今大変困っている状況なのですよね。やはりいろいろな補助制度だとか、減免措置だとか、そういうことよりもやはり現金支給がいただきたいという声はかなり私のほうにもかかってきております。

ちなみに、近隣自治体で……、これ言いましたね、今ね。

町長の施政方針に、先ほども言いましたけれども、「子供を安心して産み、育てられる」ということを四つの基本的な視点の一つとしてうたわれてございます。この視点の中には、子育て支援に対する熱い思いというものが十分に込められているのではないかとというふうに察するものでございます。

そして、移住定住を決める一つの大きな柱がこの子育てがしやすいまちであることだと思っ

てございます。

最近ある方から函館では子育て給付金が9月頃支給されると聞いているが、七飯町はいつ頃になるのかと聞かれたことがございました。このように、全ての子育て世帯の生活が今本当に苦しい時期であります。低所得の子育て世帯同様の1人5万円とは言いませんけれども、1万円でも2万円でも許される可能な範囲で、可能な範囲の金額を町の独自の施策で所得制限なしで全ての子育て世帯へ支給する考えはないか、再度町長に伺ってまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 議員がおっしゃるとおり、それぞれの自治体でそれぞれの取組があるというふうに思います。私どものほうは子育て支援という意味では、実質的にそういうかかる部分の子供さんの健康とそれから保護者の負担軽減ということは同じく考えておりまして、今回先ほど副町長が答弁したとおり、今年度につきましては学童保育の補助率の増額だとか、それから小学1年生の入学時の学用品の無償提供だとか、それからまた無認可保育園の所得制限を認可保育園と同等に扱うだとか、その部分で使用料を軽減しているとか、それから保育所、認定こども園、幼稚園の給食の主食に対して町が補助をして完全給食をさせていただくとか、そういうような実質的なかかる部分に重点として町として支援をしたいというのが私の考えでございます。今のところ給付をするという部分は考えてございませぬので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○5番（川上弘一） 今独自での施策による子育て支援給付金については考えていないというはっきりした答弁いただきましたけれども、先ほど町長が述べてました、いろいろな学童の関係だとか、助成制度だとか、そういうのは確かにありますよね。ありますけれども、それらは限られた人への援助、助けになるわけですよね。子育て世帯全世帯への援助ではないわけで

すよ。限られた人への援助なのです。だから、私が言っているのは、低所得者の人は5万円一律出ましたけれども、1人5万円出ましたけれども、今まで何も支援を受けてない方への支援給付金を出せないかということでございましたけれども、再度もう一回お聞きしますけれども、考えてないということよろしいのでしょうか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 私どもとしては単なる給付金でなくて、この給付については今回住民課長が答弁しました児童手当を受給されている方にこの給付金が、特別給付金が上乘せで行っているということもありますし、それからまた非課税の生活者のほうには福祉課のほうで取り扱っている給付金もございます。そして、そのところには住民税の均等割世帯まで枠を拡大して、町のほうでは独自に給付金を給付しているというようなことで、所得制限はそういう部分で、所得制限をした部分での給付金という扱いはしております。それを子供の部分に関しては、所得制限なしで全体に給付すべきだというようなお話でございますけれども、今のところその部分は考えておりません。そして、私どもとしては子育て世帯のほうにはこれから小学校1年生上がっていく部分だとかは、これは今のところ毎年実施する予定でありますので、学用品の無償提供だとか、それから実質保育園に預かる部分でのそういう負担を軽減するだとか、そういうような部分で待機児童対策だとか、そういう部分に予算をつけていきたいというふうに考えておりました、単なる給付のほうは今のところ考えておりませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○5番（川上弘一） 全世帯への支援給付金については考えていないという答弁いただきましたので、これで終わりますけれども、最後に質問となりますけれども、現在町では現金支給以外で子育て世帯への支援や応援など、どのようなことに取り組み、また実施しているのか。ま

た今後考えていることがあれば、ぜひお聞かせをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 同じこと何回もなりますけれども、代表した部分では、先ほど副町長が答弁した内容のものが今取り組んでいる内容でございます、今後も地域の皆さんと意見交換をした中で、有効なそういう支援的な事業があれば、皆さんの声を聞いた上で施策として取り上げていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○5番（川上弘一） 今町長のほうから、先ほど副町長が話された部分の支援については今後とも継続していきたいというお話いただきましたので、これで終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

江口勝幸議員。

○3番（江口勝幸） 通告に従い、1問質問をさせていただきます。

原油価格高騰への対応と福祉灯油等助成制度について。

七飯町福祉灯油等の助成に関する条例の第3条で定められている助成対象となる高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯に対する助成額について、今年は物価がさらに高騰し、生活環境が厳しい中で厳しい冬を迎えようとしている。

灯油の価格も去年12月より10円近く高値となり、令和5年8月現在では近隣の販売店で価格がリッター122円という状況になっている。

そこで、以下の点について伺いたい。

1、助成対象者への申請の案内や申込み用紙を郵送する取組はどのようにしているか。

2、役場に申請に行けない事情がある対象者には、本人からの申請電話の申込みで役場職員

が自宅に訪問し受け取る取組ができないか。

3、近隣の自治体では、1万円以上の福祉灯油の支給をしている中で、七飯町ではいまだ5,000円であるが、助成額を引き上げる考えはないか。

以上です。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

1点目についてですが、例えば高齢者世帯で住民税非課税世帯であっても同居者に課税者がいる場合もあり、当町で保有するデータでは対象世帯を100%特定することは困難であるため、前年度対象世帯であっても世帯状況が変わっている場合もあることから、実施しておりません。

2点目についてですが、居宅介護支援事業所の介護支援専門員や相談支援事業所の相談支援専門員、地域包括支援センターの職員など、御本人に関わる方の協力を得て申請していただくことが多いため、引き続き御本人に関わる事業所等へ本事業の周知と協力依頼を行っていくなど、ほか来所が難しいとの相談があった場合には、電話により世帯の実態を把握させていただき、郵送による申請受付も行っております。

3点目についてですが、灯油価格は高値で推移しておりますが、本制度開始当初の平成26年1月の灯油価格111.6円と比較し、大幅に価格が上昇してはなく、ポリタンク2個分を目安にある程度の価格上昇にも対応できるよう、条例で助成価格を5,000円としておりますので、現段階では助成額の引上げについては考えておりませんが、灯油以外にも電気・ガス・食料品等の価格高騰が続いている現状にあることから、昨年度は高齢者世帯等地域生活支援事業助成金を活用し、本事業の対象世帯に1万2,000円を追加支給しました。本年度については、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業を活用し、国が示す1世帯当たり3万円に町独自に2万円を追加した5万円を支給しております。

今後においても灯油に限らず物価高騰に対す

る非課税世帯等の低所得の状況にある世帯への支援策について、国や道の動向を踏まえ、検討してまいりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 江口勝幸議員。

○3番（江口勝幸） 今、町からの支援5万円というのは大変ありがたいことなのですが、今ニュースでも話題になっている16週連続燃料価格上昇、約4か月ほど燃料の価格が上がっている。でも今実際ポリタンク約2個分というお話は伺いました。中で、今、でも正直燃料だけでなく、灯油だけではなくて、ガス代や電気代というのも暖房に含まれています。これから寒い冬が、厳しい冬が来ます、今。そんな中で、やはり今、福祉灯油町の助成5,000円になってますね。自分調べなのなのですが、七飯町において平成25年10月に福祉灯油5,000円という形でなされたかと思うのですが、近隣の町村で松前町の福祉灯油の助成額が1万円という形、これは平成24年12月の条例です。令和3年11月に木古内町の福祉灯油が2万円という形になっております。今後七飯町で安心して住めるようなまちというのを目指して、今移住定住という考え方もされてるかとは思いますが、やはり福祉が充実したまちという形で、町はこの5,000円、約15年くらい福祉灯油の金額が上がっていないことをどのようにお考えでいて、やはりまだこの金額は上げるということの考えがないのかということをまず1点。

福祉灯油の申請というのが、今、行けてない、知らない人もやはりいるのですよ。私が聞いている中で、知らないんだよというふうに言うてくださる方もいらっしゃいます。やはり周知というのをもう少し広くしていただける考えはないかということ、この2点でお伺いしたいです。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

1時、再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

江口勝幸議員に対する答弁より入ります。

福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、再質問にお答えいたします。

一つ目が、助成額のほうを上げる考えがないかということの御質問だったかと思えます。

先ほどの答弁の繰り返しになってしまうかと思いますが、七飯町としては今現在灯油価格以外にも様々な形で物価高騰している現状にあるかということ、トータルで低所得者の方への支援ということで進めてまいりたいということで、昨年については1万2,000円プラスしたということで1万7,000円、今年度については2万5,000円という形になりますので、トータルで見えていただくとほかのまちよりも助成額が多い状況にもございますので、ただまた今後については社会情勢等で灯油価格等もまたどうなっていくかということはまだまだ読めませんし、今国のほうでも燃油価格の激変緩和補助金ということで延長になるということで、報道のほうにも方針が示されているというようなところもありますので、そういった状況も見ながらまた検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

あと、知らない方への周知ということなのですが、やはりこの部分は本当にどの事業をやってもなかなか悩ましい部分というか、どのような形で皆さんに知っていただくのがいいかということで、本当に担当のほうも悩むところなのですが、まず現在としては広報で11月から3月まで毎月事業の周知を行っていきまし、また今年度からは担当のほうとも打合せをしているのですが、FMいるかで呼びかけですか、あと七飯町暮らしの情報アプリですか、七飯町の公式LINE等のSNSを活用した形での情報提供ですか、あと町内の役場と出張所ほかにもついているのですけれども、7か所に防災情報の表示用ディスプレイというの

があるのですけれども、そういった形でも周知などを考えていきながら、いろいろ活用できるものをフルに活用して周知を行っていきたいと考えておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（木下 敏） 以上で、一般質問を終わります。

日程第3

発議案第11号 特別委員会設置に関する決議

○議長（木下 敏） 日程第3 発議案第11号特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○9番（中川友規） 発議案第11号特別委員会設置に関する決議。

標記の発議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和5年9月1日。

七飯町議会議長 木下敏様。

提出者、七飯町議会議員 中川友規。

賛成者、七飯町議会議員 上野武彦議員、澤出明宏議員、佐々木陵二議員、稲垣明美議員、川村主税議員。

特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、特別委員会を設置する。

1、名称。赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員会。

2、設置の目的。赤松街道は、1986年に「日本の道百選」、1996年に「歴史国道」に選ばれており、長年にわたって町民から親しまれ、保全活動を継続している歴史遺産であるが、令和5年8月上旬に鳴川地区でケヤキ10本が伐採されていることが判明したことから、伐採の経緯を調査するとともに、赤松街道の今後の保全対策について検討するため。

3、構成人員。議長を除く13名。

4、権限。設置の目的に掲げる調査を行うに

当たり、地方自治法第98条第1項の権限を付与する。

5、活動期間。調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第11号特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決し、併せて地方自治法第98条の検査権を付与したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、原案のとおり可決し、併せて地方自治法第98条の検査権を付与することに決定いたしました。

ただいま設置されました、赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員会は、七飯町議会委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りいたします。

赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員は、議長を除く全員の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員には、議長を除く全員の議員を選任することに決定いたしました。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

午後 1時07分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開い

たします。

この際、諸般の報告をいたします。

ただいま赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員会より、委員長に池田誠悦議員、副委員長に稲垣明美議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委員長も一緒にお願いいたします。

○赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員長

（池田誠悦） それでは、このたび特別委員会、名称、赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員会の委員長を命じられました、池田でございます。どうぞ、皆様のお力を借りまして、委員会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○赤松街道樹木伐採等に関する調査特別副委員長

（稲垣明美） 副委員長の稲垣明美です。特別委員会しっかりと取り組んでいきたいと思っております。皆様御協力よろしくをお願いいたします。

○議長（木下 敏） 委員長就任の挨拶を終わります。

日程第4

同意第18号 教育委員会委員の任命について

○議長（木下 敏） 日程第4 同意第18号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（杉原 太） 同意第18号教育委員会委員の任命について提案理由を御説明申し上げます。

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。

次の者とは、木村希氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

提案理由となりますが、教育委員会委員であります菅沼由美氏が、令和5年9月30日で任期満了となることから、菅沼氏の後任として木

村氏を任命したく提案するものでございます。

木村氏は、平成14年3月に北海道製菓専門学校を卒業後、同年4月から現在に至るまで民間会社に勤務されております。

3人の子育てをされながら、過去には子ども会の副会長として、現在は中学校のPTA副会長として、子供の健全な仲間づくりや心身の成長発達のサポート、学校・家庭及び地域社会における教育環境の改善・充実などの取組に御尽力されております。子供の健全な成長の一助になる取組に対し積極的に関わる姿勢は、保護者や教職員のみならず地域からも厚い信頼を得ているところでございます。

温厚誠実、高潔な人柄であり、保護者として確かな見識を有していることは高く評価されているところであり、七飯町教育委員会委員として適任者であります。

よって、同氏を適任と考え、任命いたしたいと存じますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営規程第111項により、討論を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

同意第18号教育委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、これに同意することに決定いたしました。

日程第5

議案第27号 七飯町子ども・子育て 応援基金条例の制定について

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第27号七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和5年6月7日の本会議において、総務経済常任委員会に付託されたものであります。閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

稲垣委員長。

○総務経済常任委員長（稲垣明美） 委員会報告第8号、総務経済常任委員会報告書。

令和5年6月7日第2回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和5年7月13日。

七飯町議会議長 木下敏様

総務経済常任委員会委員長 稲垣明美。

記。

1、事件名。議案第27号七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定について。

2、審査の経過。令和5年6月8日、6月21日、7月13日の3日間、委員会を開催し、財政課長の出席を求め、審査を行った。

3、決定及び理由。

（1）決定。原案可決。

（2）理由。当委員会に付託された議案第27号七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定については、町独自の子育て支援施策を継続的に実施していくためにも、七飯町の未来を担う子供たちへの応援や、子育て世帯への支援が一層図られるような施策に充てることのできる基金を設置し、各年度において生じた余剰金をこの基金に積み立てることにより、後年度の子育て支援施策をより充実させるために制定するものである。

条例は、8条で構成されており、その内容は次のとおりである。

（1）第1条は、この基金の設置規定と併せ

て、基金の目的を規定している。

(2) 第2条は、積立額を規定し、基金への積立は予算で定める金額としている。

(3) 第3条は、基金に属する現金の保管方法を定めており、現在設置している各基金は、定期預金により保管しているが、必要に応じて有価証券に換えることができることも規定している。なお、これまで有価証券に換えたことはないとのことである。

(4) 第4条は、運用益金の処理について定めており、基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとしている。

(5) 第5条は、繰替運用に関する規定で、基金に属する現金を一時的に歳計現金に繰り替えて運用することができることを、ほかの既存基金と同様に規定している。

(6) 第6条は、基金を処分することができる事業を規定しており、基金を充てることのできる事業は、子育て支援、教育支援その他子供施策に関する事業としている。

(7) 第7条は、基金に属する現金の保全として、金融機関に保険事故が発生したときは、当該預金に係る債権と金融機関に対する本町の債務との相殺をすることができることを規定している。

(8) 第8条は、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めることができる委任規定を定めている。

委員からは、これまで当該基金がなくても子育て支援事業を実施してきたので、当該基金の設置は必要であるのか。また、本町の各種基金条例の文言を比較したところ、表現方法に違いがあることについて質疑があった。

町からは、当該基金がない場合でも他事業の優先順位を定め実施していたが、予算を優先的に充て事業を継続し実施していくために、当該基金を設置するものである。また、各種基金条例の文言の精査については、今後機会があれば一括して条例改正を行い、統一した表現にするとの回答があった。

委員会において慎重に審査をしたところ、現

在、町が取り組む重要施策の一つとして、子育てをしやすい環境づくりの整備をはじめ、教育環境の充実といった、七飯町の未来を担う子どもたちが健やかに成長し、子育て世帯が安心して「子どもを産み、育てられる」ことができるよう、町独自の「子育て支援策」が今後ますます必要となってくる。

また、新たな支援策の拡充を進めるためには、その事業に充てる一般財源が必要となることからこの基金を設置し、各年度の子育て支援、教育支援に充てるための財源を確保することは非常に重要な施策であり、今後の七飯町の子育て支援策にも必要な条例であるとの結論となった。

以上のことを踏まえ、採決を行った結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、本町の各種基金条例の文言の整理については、早い時期に実施することを望むものである。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

委員長、お疲れさまでした。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第27号七飯町子ども・子育て応援基金条例の制定についての委員長報告は、原案可決であります。

本案について、委員長報告のとおり、原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり、原案可決することに決定いたしました。

日程第6

議案第37号 七飯町手数料条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第37号七飯町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、議案第37号七飯町手数料条例の一部を改正する条例について提案説明申し上げます。

改正する内容については、お手元に配付されております議案関係資料の1ページ、資料1の七飯町手数料条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1の改正理由といたしまして、令和5年12月1日から実施する自動車の臨時運行許可（仮ナンバー）におきまして、道路運送車両法第34条第2項の規定に基づく当該許可につきまして、地方自治法第228条第1項の手数料を全国的に統一して定めることが必要とされていることから、七飯町手数料条例の一部改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容といたしまして、別表に自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査1両につき750円を追加するものでございます。

3の施行期日といたしまして、この条例は令和5年12月1日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては、次の2ページ、資料2に添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第37号七飯町手数料条例の一部改正に

ついて、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第38号 七飯町健康センター条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第38号七飯町健康センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） それでは、議案第38号七飯町健康センター条例の一部を改正する条例についての提案説明を行います。

議案関係資料3ページ、資料3、七飯町健康センター条例の一部を改正する条例の概要を御覧ください。

1、改正理由といたしましては、七飯町健康センターの使用料を北海道知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額（銭湯の入浴料金）と同額とし、今後も当該統制額の変更に合わせて料金改定を行えるような改正を行うものです。

また、今後健康センターを指定管理者制度に基づく指定管理を行える施設として位置づけるため、指定管理に関する条項を追加するものです。

2、改正内容といたしまして、（1）別表に規定する健康センターの使用料を改定します。

1回当たりの使用料の額は、北海道知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額と同じ額とします。回数券については、改正後の額に10を乗じた額とします。

なお、改正前後の使用料の額は次の表のとおりでございます。

区分といたしまして、一番上、大人12歳以上でございますが、改定後490円、改定前400円、改定額90円。次の段、中人でござい

ます。6歳以上12歳未満、改定後150円、改正前200円、改定額はマイナス50円。次の段、小人6歳未満、改定後80円、改定前100円、改定額マイナス20円となっております。

米印といたしまして、公衆浴場の入浴料金は、物価統制令（昭和21年勅令第118号）、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）等により、都道府県知事が統制額を定めることとされています。表中の改訂後の額は、北海道が令和5年10月から実施する値上げ分を反映した額となっているものでございます。

（2）第11条として、指定管理者による管理等に関する規定を追加します。

（3）第12条として、指定管理者が徴収する利用料金に関する規定を追加します。

（4）第13条として、指定管理者が行う業務を規定します。

（5）指定管理者に関する条項を追加することに併せ、規則で規定していた開館時間に関する規定を第4条に、休館日に関する規定を第5条に規定します。

3、施行期日といたしまして、令和6年4月1日から施行します。

なお、新旧対照表は次のページ、資料4の4ページから7ページにかけて添付してございますので御参照願います。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 1点、ちょっとお伺いいたします。

今回は指定管理に移行できるような形と、それから料金の設定というか、北海道の統制額、この部分で今後やりたいということでもありますけれども、健康センター条例、これを見ますと、使用料の一覧表、この下の備考の中に、備考の3に大人の使用料400円、現行ですね。

使用料は350円に入湯税50円を加算した額であるというふうになっているのですよね。この健康センターそのものが、例えば入湯税かかるのであれば鉱泉浴場、かからないであれば共同浴場、公衆浴場、こういうふうに分かれているわけですが、これはこのまま行くかどうかという料金体制になるか。490円というのが道の統制額ですから、プラス50円になるのか、あるいは統制額をしないで440円にして、入湯税50円入れて490円にするのか。ここら辺の考え方と、前々から入湯税取っていたか取っていないか私もちょっと分からないのですけれども、記憶ないのであれば、やはり指定管理に移行して極力うまく経営してもらおうということになると、こういう入湯税をくっつけて指定管理できるというよりも、むしろ共同浴場あるいは公衆浴場というような形で指定管理を任せたいほうが私は合理的でないかと思うのですよ。入湯税の免除だとか、免除でないというのは個人に来た人の理由を、そうですよ、こうですよということで免除したりしなかったりという、非常に手間がかかる話だと私は思うのですけれども、そこら辺のまず入湯税の考え方ですね。それから公衆浴場あるいは共同浴場、こういうものに変えて入湯税を外す考えないのかどうか、ここら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） まず、入湯税、この改正後の料金490円の中にプラスされるのか、含まれているのかという御質問だと思います。

まず、改正後の490円については大人の区分の使用料の額に入湯税が含まれるものという考えでございますので、490円の中に入湯税50円が含まれているので、窓口でもらう金額は490円のままというものでございます。

次に、入湯税の免除、今後指定管理を考えているのであれば、その辺の免除の考えでございますが、まず直営でやらせていただいているときははまずこのままの入湯税、内税として490円の中に含めて、歳入する際に440円の

使用料と50円の入湯税に分けて歳入したいと考えてございますが、今後指定管理に移行した場合に、議員のおっしゃられる考えで、それも検討して、入湯税の部分については含めないで490円指定管理者の利用料の収入としてという形の方角も検討しながら進めていきたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長(木下 敏) 田村敏郎議員。

○7番(田村敏郎) この入湯税、今50円と申しましたけれども、実際490円の中に50円入っているということですから、七飯町の税条例からいけば入湯税というのは150円となっているのです。入湯税そのものがですよ。そうすると、道あたりが実際490円の中にどういう形で入湯税入れているのか、そこら辺がちょっと分からなくなるのですよ。したがって、490円なら490円、私はこれは道の考え方で入っている入っていない関係なく、私は入っていないのではないかなと思うのですよ。したがって、七飯町のいう50円の入湯税、これをはなから私は外したほうがすっきりするのではないかなと。私は入っていないような気がするのですけれども、そこら辺の見解ちょっと教えてください。

○議長(木下 敏) 環境生活課長。

○環境生活課長(村山徳収) まず、現在400円で行っているアップル健康センターの条例上、350円と50円という考えでやらせていただいています。歳入については使用料のほうに350円、入湯税のほうに50円を分けて歳入させていただいているという現状でございます。

改定後についても基本的には直営でやっているときには歳入については、入湯税分50円は税のほうの歳入として、残りの440円は使用料として入れていきたいというような考えでございますが、先ほどもお答えしたように、指定管理に移行した際は、その辺の入湯税の部分は町では歳入せずに、全て指定管理者の収入490円を歳入という形で入湯税のほうは徴しないという考えで行きたいと考えてございますの

で、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(木下 敏) 田村敏郎議員。

○7番(田村敏郎) 確認ですけれども、今言ったのは50円、そして440円、合計490円と、これが今の料金の建前になりますよという話ですけれども、そもそも道の統制額、これが490円とうたってるわけですよ。そうするとその中に入湯税が入っているか入っていないかというのは、私は定かではないと思うのです。税法上ですよ。入湯税というのは150円なのです。以内になっているのです。それ以内であれば幾らでも構わないのですよ。ですから、最高取って150円ですよ入湯税はなっているのですよ。ところが七飯町はいろいろ考えた結果だと思うのですけれども、150円ではなくて50円を取って、現在は350円の50円で400円の使用料ですよという話なものですから、私言いたかったのは、要は道の料金490円に合わせるよという話になれば50円そのものが浮いてしまうのではないかと。それプラスするのであれば540円にして出すべきでないかという、そういう考え方だったのですけれども、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長(木下 敏) 環境生活課長。

○環境生活課長(村山徳収) まず入湯税の金額でございますが、入湯税は宿泊の伴う場合には150円という税率でございますが、日帰りについては50円という税率になってございますので、50円という形でまずは基本、設定させていただいているところでございます。

それで、議員おっしゃられるのは、例えば490円の金額に入湯税、例えば日帰りだから50円上乗せしてという形の考えでどうなのだという形であれば、現在また料金が490円の50円なので540円になってしまうというところでございますけれども、今回については基本北海道の公衆浴場の統制額を上限にしてやっていきたいという考えでございますので、その中でまずは直営でやっているときは490円の中に50円、日帰りの入湯税50円含めた形で徴して運営していきたいと考えてございますの

で、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第38号七飯町健康センター条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について

○議長（木下 敏） 日程第8 議案第39号 北海道市町村退職手当組合格約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（中村雄司） それでは、議案第39号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

議案関係資料の8ページ、資料5の北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議の概要を御覧願います。

1の変更理由として、北海道市町村職員退職手当組合に後志広域連合が加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する必要が生じたことから、この変更の協議について、議会の議決を求めるものでございます。

2の変更内容として、別表（2）の一部事務組合及び広域連合の表、後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」

を加えます。

3の施行期日として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては、9ページの資料6として添付してございますので、御参照願います。

以上、簡単ではございますが、説明となります。よろしく御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第39号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第40号 令和5年度七飯町一般会計補正予算（第5号）

○議長（木下 敏） 日程第9 議案第40号 令和5年度七飯町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第40号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第5号）について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算（第5号）ですが、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,512万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ121億9,868万

2,000円とする補正予算と、第2条は、地方債の追加及び変更について、第2表に定めるものでございます。

それでは、初めに歳出から御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

今回提案します補正予算の概要となりますが、主なものとしまして1点目に、令和4年度決算において生じた剰余金の一部を、地方財政法第7条の規定による財政調整基金への積立金及び町債の繰上償還の財源として充てるほか、2点目に、令和4年度に各種事業の執行に伴い交付を受けた国庫支出金等の精算により還付する前年度精算返還金の支出。3点目に、昨今の労務費単価の上昇や原油価格の高騰による燃料費の増加分を令和5年度の当初予算に計上した町道等の除雪委託料に反映させる追加の補正予算。最後に、公共施設の電気料金の軽減と脱炭素化社会に向けた取組の一環として、令和5年度下期施行分の公共施設照明LED化改修事業に2施設を加えるほか、国や北海道などから交付決定のあった事務事業について、その経費を追加する補正予算でございます。

最初に、2款総務費1項1目一般管理費の総務行政費は、今年度実施予定の各常任委員会の行政視察において、同行する職員を増員することとなったため、一般職旅費に60万円を追加。

3目財政管理費の財政管理基金費は、令和4年度会計の決算において繰り越された実質収支額のうち、その2分の1以上の額を翌年度において積立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないとする地方財政法第7条の規定に基づき、財政調整基金積立金に6,800万円を追加。特定目的基金費は、令和4年度のふるさと納税寄附金として、その他町長が認める公益的な事業へ使途が指定された寄附金のうち、関連経費を除いた額を今後のまちづくり事業の財源として活用するため、活力のあるまちづくり推進基金積立金に1,546万3,000円を追加。

次に、6目電算管理費は、今後全国の自治体

で使用する行政システムの標準化と共通化に向けた事業を進めるにあたり、既存データを整理する必要があることから、総合行政情報システム改修委託料に460万9,000円を追加。

10目交通安全対策費は、先ほど議決をいただきました七飯町手数料条例の一部改正により、本年12月1日から道路運送車両法第105条の2の規定による国からの法定受託事務として開始する自動車臨時運行許可の経費に31万円を追加。

12目地域センター管理費は、令和5年度下期施行分の公共施設照明LED化改修事業として、鶴野地域センター照明設備改修工事に49万4,000円を追加。

2項2目賦課徴収費の賦課事務費は、令和6年度から個人住民税に国税である森林環境税を合わせて賦課徴収する事務に伴い、システム改修が必要なことから、総合行政情報システム改修委託料に61万円を追加。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費は、北海道の介護サービス提供基盤等整備事業実施要項に定める交付金を活用して、健康センターアップル温泉の休憩室の段差を解消し、バリアフリー化による施設の安全性を高めるとともに、介護予防活動の事業を円滑に提供することができるよう、その整備工事に278万3,000円を追加。

次に、6目社会福祉施設費の社会福祉施設指定管理費は、授産施設の暖房器具が故障し、修理不能であることからストーブの購入費に27万5,000円を追加。

13ページに移りまして、2項1目児童福祉総務費は、前年度に概算交付を受けた子ども・子育て支援関連の国庫支出金及び道支出金の事業精算に伴い返還金が発生することから、償還金、利子及び割引料に1,356万円を追加。

次に、4款衛生費1項2目予防費の母子保健対策費は、北海道が新たに創設した不妊治療費等助成事業の実施に係る補正予算で、医療保険適用外のため医療費が高額となる特定不妊治療に要する経費の一部と受診に係る交通費等の一部を北海道と市町村がそれぞれ2分の1を負担

する事業となり、その助成金に当初の見込み分として82万8,000円を追加。出産・子育て応援交付金事業費は、令和5年度の当初予算にも計上されておりますが、その予算では本年9月までの実施に係る予算計上でしたが、このたび国から10月以降の実施に係る事業内容が示されたことから、下半期分の事業費に850万円を追加。新型コロナウイルスワクチン接種事業の令和5年度の第1号補正予算において、本年8月までの春開始接種事業分に係る予算を計上しておりましたが、9月以降も引き続き秋開始接種事業として新型コロナウイルスワクチン接種事業を行うことから、その事業費に5,333万円を追加。

15ページに移りまして、次に4目環境保全対策費の生活環境対策事業費は、国の補助対象外である旧耐震基準の空き家を解体するための補助金として、当初予算では3棟分の予算を計上しておりましたが、既に2棟分の交付決定をしていることから、今後の見込み分として90万円を追加。

6目健康センター管理費は、これまでも健康センターアップル温泉の源泉取水ポンプの入替えや送水管の洗浄作業、施設の設定備改修などを実施し、アップル温泉の施設の改善に取り組んでおりますが、このたびは温泉温度の低下を抑えるため、貯湯槽の断熱工事に65万9,000円を追加。

次に、7款1項1目商工費の特産品PR事業費は、本年10月に香川県三木町で開催されるイベントに町の出展ブースを設けることから職員の旅費と、併せて商工会が行う特産品のPR等事業に、合計で87万5,000円を追加。

4目道の駅管理費の道の駅指定管理費は、施設の床下に収納された排水専用の小型ポンプの不具合により、その取替えに要する工事費として43万8,000円を追加。

次に、8款土木費1項1目土木総務費の土木総務費は、道路台帳整備委託料に335万5,000円を追加。土木作業車管理費は、ショベルローダーのベアリングなどの修繕に75万円を追加。

2項1目道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持費は、今後の町道等の舗装補修、道路附属物の随時補修、それに伴う原材料費の見込み分として、合わせて600万円を追加。除排雪対策費は、昨今の労務費単価の上昇や原油価格の高騰による燃料費の増加に加え、令和5年度は直営業務の除雪路線の一部を委託業務に1路線振り替えるため、町道等除雪委託料に4,345万円を追加。

17ページに移りまして、2目道路橋りょう新設改良費の道路工事連絡車管理費は、道路工事連絡車のロアーム修繕に10万円を追加。

4項4目都市環境整備費は、大川3丁目の寄附道路の陥没により冬期間の除排雪作業に影響があることから、地域環境整備工事に89万1,000円を追加。

5項1目住宅管理費の社会資本整備総合交付金事業費（公住）は、政策空家としている緑町団地、桜団地、本町上台団地の町営住宅において、当初は令和6年度から開始予定であった入居者の移転を、国から交付金の割当内示があり、本年度から移転促進を図るため、政策空家移転補償費に268万5,000円を追加。

次に、10款教育費1項2目事務局費の事務局費（学校教育）は、各小中学校の児童生徒等へ貸与している学習用タブレット端末に係る保険料が、令和4年度の保険金使用実績を踏まえ保険料の改定が行われたことから、その保険料に56万9,000円を追加。

3項1目学校管理費の中学校管理運営費は、大沼岳陽学校の特別支援教室の整備に併せ、必要とする庁用器具の購入費に84万円を追加。校舎等営繕費（中学校）は、令和5年度下期施行分の公共施設照明LED化改修事業として、大沼岳陽学校の体育館照明設備改修工事に1,101万1,000円を追加。また、大沼岳陽学校に在籍する特別支援学級の児童生徒数の増加から、現在の既存教室から新たに特別支援教室を整備するため、その工事費に849万2,000円を追加。

次に、4項1目社会教育総務費の社会教育施設改築事業費は、現在進めておりますスポーツ

センター、図書館の整備に係る社会教育施設整備検討委員会においてさらなる議論が必要なことから、2回分の委員会開催費を計上するため、報償費に21万3,000円を追加し、入札執行残が発生した基本構想・基本計画策定委託料から同額を減額するものであります。

次に、5項1目保健体育総務費のスポーツ振興総務費は、スポーツ推進委員として勤続30年による功労者表彰を受賞される委員1名分の費用弁償と、随行する職員の旅費に合わせて6万6,000円を追加。また、本年度は中学生やスポーツ少年団の活躍が多く、今後見込まれる秋季大会及び冬季のスポーツ大会の参加を助成するため、スポーツ振興補助金に30万円を追加。

19ページに移りまして、2目学校給食費の学校給食センター運営費は、昨今の物価高騰による食料品等の値上がりにより給食センターの食材購入費も増加しており、現状では給食センター主会計の予算に不足が見込まれることから、今年度については毎月2回実施しているプレミアムなえデーの提供を一部見直し、それに伴う地産地消用食材の購入費を700万円減額し、物価高騰に対応した食材購入費の助成として、一般会計から給食センター主会計に1,000万円を補助するものであります。また、本年度は北海道HACCP認証の更新年度であり、更新による業務量が増加することから、北海道HACCP衛生指導委託料に49万5,000円を追加いたします。

最後に、12款公債費1項1目元金の一般会計町債償還金（元金）は、前段で説明申し上げましたが、令和4年度会計の決算において繰り越された実質収支額のうち、その2分の1以上の額を翌年度において積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないとする地方財政法第7条の規定に基づき、長期債の元金繰上償還金に1億2,236万1,000円を追加し、令和6年3月の定時償還から前倒しで繰上償還をする額を長期債元金償還金から控除する2,597万1,000円を減額した、実質9,639万円を補正予算

に計上するものであります。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願います。

初めに、10款1項1目地方交付税は、このたびの補正予算に伴う収支調整分として6,000万円を追加。

13款使用料及び手数料2項1目総務手数料の交通安全対策手数料は、先ほど議決をいただきました七飯町手数料条例の一部改正により、本年12月1日から事務を開始する自動車の臨時運行許可の申請に対する審査手数料として3,000円を追加。

14款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金は、9月以降に実施する秋開始接種事業に係る新型コロナウイルスワクチン接種負担金に2,972万2,000円を追加。

2項3目衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金は、10月以降に支給する出産・子育て応援交付金事業の国庫補助分として554万9,000円を追加。9月以降に実施する秋開始接種事業に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金に2,360万8,000円を追加。

5目土木費国庫補助金の住宅費補助金は、国からの交付金の割当内示により、政策空家に入居する居住者の移転を促進するため、社会資本整備総合交付金に134万3,000円を追加。

次に、15款道支出金2項2目民生費道補助金の社会福祉費補助金は、健康センターアップル温泉の改修工事に伴う北海道からの全額補助として介護サービス提供基盤等整備事業交付金に278万3,000円を追加。

3目衛生費道補助金の保健衛生費補助金は、出産・子育て応援交付金事業の道補助分として141万7,000円を追加。北海道が新たに創設した不妊治療費等助成事業の実施に係る2分の1の補助金として、41万4,000円を追加。

次に、19款1項1目繰越金は、地方財政法第7条の規定に基づいて行う基金への積立金及び町債の繰上償還の財源に1億6,439万円を充てるほか、国及び北海道の交付金等の精算返

還金などに、合わせて2億13万9,000円を追加。

20款諸収入5項4目雑入は、町道等除雪委託料の増額に伴う当該路線の横津岳連絡道路除雪経費負担金の増額分として364万1,000円を追加。また、デジタル基盤改革支援補助金は、自治体で使用する行政システムの標準化、共通化に伴う総合行政情報システムの改修費用の全額補助として460万9,000円を追加。

21款町債1項1目総務債の総務管理債は、公共施設照明のLED化改修事業の財源に、脱炭素化事業債を発行し、鶴野地域センター照明設備の改修事業債に440万円を追加。

9ページに移りまして、6目教育債の中学校債は、大沼岳陽学校体育館の照明設備の改修事業債として990万円。大沼岳陽学校の特別支援教室の整備事業債として760万円を追加するものであります。

最後に、この町債の追加に伴う地方債補正の説明といたしまして、3ページにお戻り願います。

第2表、地方債補正でございます。

初めに、1の追加となるのは、鶴野地域センター照明設備改修事業で、限度額を440万円に。次に、大沼岳陽学校の特別支援教室の整備に係る大沼岳陽学校整備事業で、限度額を760万円とするほか、それぞれの起債の方法、利率、償還の方法については、議案に記載のとおりでございます。

次に、2の変更となるのは、現在教育委員会で行われている5施設の照明設備LED化改修事業に大沼岳陽学校の体育館を加えるもので、教育施設照明設備改修事業の限度額を3,890万円から4,880万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前の条件と同様のものがございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

2時15分、再開いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第40号令和5年度七飯町一般会計補正予算第5号について、これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 2点ほどお伺いをいたします。

LED照明、地方債の補正がありますが、これは鶴野と岳陽学校が追加ということなのですが、これは単価の変更というのはいないですか。前と同じ単価でやられるのかどうか、その確認をしたいと思います。要は今までやってきた分よりも高くなってないか、それをお聞きしたいと思います。

もう1点、これは一般の16ページの道の駅の管理費43万8,000円という項目が上がっていますが、先ほどの御説明では、道の駅床下排水ポンプの不具合が生じたために取替工事という御説明でしたけれども、そもそもこのポンプというのは何のためのポンプなのか。

それから、当初からこういうポンプが設置されていた、設計段階からそういう設計だったのですか。

それと、床下というふうに書いてますけれども、どこに設置されているものなのか。場所的な説明、お願いしたいと思います。

それともう1点、不具合というのは故障なのか。それとも、摩耗がひどくて取り替える。それから、このポンプの台数、以上質問します。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（悟楼 司） それでは、LEDの関係で、大沼岳陽学校のLEDについて私のほうから御答弁させていただきます。

まず、今回大沼岳陽学校の体育館と水銀灯、生徒玄関の先、玄関の中にもございます。また、職員室の蛍光灯などもLED照明に替えていくというような事業でございます。

今年の予算の際に、七飯中学校、大中山中学校ということで予算化をしているところでございます。単価につきましては、それぞれの体育館、施設に必要な機器と、今あるものの代替ということでございますので、今回岳陽学校に必要な機器ということで単価の設定をしてございますので、金額が高くなったかどうかという検証はしておりませんが、そういう中で金額を算定しているということで御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） 鶴野地域センターの今回LED化の改修事業を行いますけれども、たしか基礎調査の中では1回カタログ値から灯具の単価とかそういう定価などを調べておりますけれども、今回も新たにこの予算を上げる直前で基礎調査の中で単価を一回調査しております。その中では、令和5年度需要が増えてきて単価がメーカーのほうからもある程度上がっているということを聞いておりますので、それを加味した内容で今回提案させていただいております。

今回体育館の部分で、400ワット、250ワットとかの高出力、高消費電力のものを中心に取り替えていくこととなりますけれども、今回体育館部について33基の電気がありますので、そちらのほうの取替えを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 道の駅のポンプの関係でございますけれども、道の駅の建物の地下というかピットの電線ですとか排水の管ですとか、そういうところが入っています。

設計当初からそのポンプが設計に入っていたわけではなくて、工事を進める中で、春先水位が高いというところもありまして、水が出るというところから2か所、正面向かって右側の店舗のテナントのあるところの床下のところと、それからトイレに行くところの通路の廊下のところに2か所にポンプを設置しまして、地下水

のところをますを設置して、そこをポンプ、フロートをつけて、たまれば排水するというような設備をしているところでございます。2か所やっているのですけれども、摩耗というか経年劣化で小型ポンプなものですから駄目になってしまったというところで、今現在そんなに極端に水位が高いとかではないのですけれども、春先になるとやはり水位が高くなるということで、事前に予備的に準備をしていきたいということで、今回設置したのは今入っているものより一回りますも大きく、ポンプもちょっと一回り大きいもので対応していきたいということで、これで対応していきたいところで考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） まずLEDのほうですけれども、当初見積り取った分と値段が上がったというような御説明だったと思うのですけれども、これは当初の業者から取ったということですよ。改めて何社かから見積りを取って安いところを探したと、そういうことがあったのかどうか。やらなかったのか、その説明をちょっとお願いしたいと思います。

それから、道の駅のピットに水がたまる。ピットに水がたまるというのは、これはちょっとおかしな話で、例えば特環下水道みたく地下の相当深いところでいつも結露が出ていて、漏水含めて水を排水するためのピットというのでしたら分かるのですけれども、道の駅のようなあんな簡単な構造物の中で、水位が上がってポンプを2台もかけて、五、六年ですよ、道の駅できてからね。それがもう、何インチのポンプなのかちょっと聞きたいのですけれども、壊れるというのは、水位が上がってフロートのスイッチ入って排水する、相当な量じゃないですか、これ。相当な漏水があるということなのですか。それとも、どこかから流れ込んでくるから、こういうポンプが必要なのか。非常に問題だと思います。当初からではないとおっしゃいましたよね。当初から出てきたということは、コンクリートに防水性が足りないのか。あ

るいは道の駅というのはそもそも盛土を途中で変更してますよね、フォーメーションを。当初のフォーメーションでプレロードかけたのですが、そのプレロードを取って工事する、そのフォーメーションを下げましたよね。搬入する土量を減らすために。そういう影響が出ていて漏水しているのではないですか。この先、もっともっと水が増える可能性があるのではないかと思うので、その辺の見解きちんと説明をしてもらいたいと思います。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） 先ほど単価改定が見られるというお話をしましたけれども、こちら基礎調査、当初予算の段階で基礎調査を進めるためにある程度予算、基礎調査分の予算を上げておりますけれども、その中でちょっとメーカー側さんから聞いた中では、資材単価というのは、建設資材というのは、どこの業界でも上がっているように多少上がってますよという話を聞いているものですから、その型番同士で幾ら上がっているのかというのはちょっと今比較している資料はございませんけれども、その中では値上がりが見られているという状況を踏まえまして、今回直前でもう一度これを再積算した結果で今回予算に計上させていただいております。ちょっと、今前回との比較での一つ一つの単価がどのくらい上がっているかというのはちょっと確認しておりませんし、また、その中で各社メーカーから取っているかという話なので、これは基礎調査の中で行われていることですので、その基礎調査を請け負った業者の中でそういう参考となる見積りなどをもらっているかと思われまますので、そのような回答になるかと思えます。御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 地下の話でございますけれども、極端にそんなにたまっていると、常時びしゃびしゃしているということではございません。ますの大きさも現状30ファイくらいのもので2か所にあつて、そこが

常時濡れているということではなくて、先ほど申し上げたとおり、春先の水位が高くなる時にどこかしみ出てきて、そこに集まるようにして、工事ちょうど完成時期も春先だったものですから、それでそれを設置して、2か所に設置して、小型ポンプで排水をしていたというところで、そんなに高額なポンプでももともとはないということで、経年劣化という形で故障しているということで、今回は一回り大きい30を45ぐらいのますに替えまして、それで2か所、ポンプも一回り大きいもので対応していきたいということで、ちょっと原因については何とも言えないのですけれども、自然にしみ出てきているという形で、そのますに集めるような形にして対応しているということでございます。

今後、どれだけたまるかということも、これから気候の問題もあるかもしれないけれども、当面これですとここはやっているというところでございますので、これでちょっと経過を見たいということでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） まずLEDのほうですけれども、基本的に新規に例えば今までの業者さんに随契約に買うという話なのか、全く新規に見積りを取り直してやったのかということをお聞きしたいのです。今までいろいろな工事やってますよね。それと同じ業者さんに随意的にやらせるのに、少し値段が上がってきましたということをお聞きしたときに、きちんと今現在何社かから見積り取って一番安いところに変えるという可能性もあったのではないかなと思うので聞いているので、その御説明をお願いしたいと思います。

それから、道の駅、ああいうところにピットがあるというのはそもそも不思議なのですけれども、例えば町道から一、二メートル下がったところに車庫を置いている家などでも、2インチぐらいのポンプを置いて、雨水、雪解け水が流れ込んできたときに排水する、そういうポン

プなら20年30年使ってます。5年ぐらいで不具合ができるポンプというのは、相当動いてないと傷まないはずなのですが、そこがおかしいというのがまず2番目の話なのですけれども、ピットを、ますをつくったのですか。結局最初からの設計ではなくて、水がたまるので、どこかの時点でますを2か所入れて、そこにポンプを入れた。我々その話知らないですけれども、設計変更か何かあったのですか。

実はね、私一般質問で道の駅の地盤の水位のことを一回聞いたことがあります。なぜかといったら、盛土のフォーメーションを下げたまま道の駅造ったのですよね。それで、マンホールの中とかに水がたまって困っていると業者の話聞いたものですから、その水位を確かめたのです。その水位を、例えば同じレベルでピットが必要になっているのか、何かそこら辺のことをちょっと我々真剣にきちんと調べなければ駄目かなという気がするので、その経緯もうちょっときちんと説明してください。最初からの設計ではなかったとおっしゃいましたよね。水たまってどうもならない。それが2か所もポンプが動いていて、2か所ともピットも大きくしなければいけない、ポンプも取り替えなければ駄目だと。たった五、六年でね。相当な水量出ているというふうに私は理解しますけれども、その説明をもう一度お願いします。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） LEDの関係なのですけれども、先ほど何か基礎調査随意契約とかという話という質問をされたかと思えますけれども、この基礎調査の委託については、令和5年度の当初予算でまた今後の施設の調査のために改めて行う基礎調査の委託料でございます。今回全体的な基礎調査は、一回令和3年度にもやっておりますけれども、それから2年経過しておるものですから、実際に工事を発注した際に工事業者さんからも聞いておりますけれども、そういう工事、資材単価が上がっているということで、次は基礎調査の中では、またその施設をやる際には新たなLEDの参考な価格を調査していただいて、なおかつ工事にかかる

ための、予算を取るための積算をしていただくというのが基礎調査の内容になります。これを予算計上した後は、工事業者において、指名競争入札などにおいて行われると思えますけれども、これの資材が実際上がったかどうかというのは、工事を請けた会社がどの程度で入れているか入っていないかということもありますので、基礎調査段階では、今の適正な価格を見積もることによって、適正な工事の予算額を確保するという意味での調査になりますので、この点御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） まずピットの設計なのですけれども、ピットは初めから設計としてはまずありました。そこは何で必要かということ、そこに配管ですとか、それから電気の電線だとか、その辺を全部集約してピットのほうに納めているというような形です。当初の設計には想定していない水が工事の途中で出てきていて、それで竣工するまでの間に2か所に30ファイぐらいの塩ビのますを入れて、そこに小型の水中ポンプを入れて、フロートでたまれば排水するというような設備をしているというところでございます。

そんなに壊れるものではないという、そうかもしれないですけれども、実際経年劣化というか、量は確かにそんなに出してはいません。春先にやはり水が、水位が高くなるというところで、ちょっと茶色っぽい水というか、鉄っぽい水が出ているので、もしかするとそのおりにみているのがかんでポンプが駄目になったのか、ちょっと原因は分からないのですけれども、そういう意味もあって今回は一回り大きいものに全部希望をしていきたいということで、取り替えたいということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 今の同じく7款1項4目の床下排水ポンプの件なのですけれども、平

松議員今聞いて、そもそも高さがどうだったのか、プレロード、サーチャージの高さがどうだったのかという部分もあり、建物の高さの設定がどうだったのかというのもあると思うのですけれども、今地下ピットにファイ300のますを入れていたというのですけれども、通常地下ピットは防水の造りになります。水があまり多いようであれば、300のますを入れたとしても、そこに捨てポンプを入れて、最後防水コンクリートで締めます。それでも防水なので、通常ポンプは要らないはずなのです。そこでポンプが必要だというのは何なのかなというのは、設計段階のボーリングの柱状図ですね、その地下水位の高さと被圧水位の高さがどうだったのか。今のポンプ排水のポンプの水位の高さがどうだったのかというのを見なければちょっと判断つかない部分もあるのですけれども、その辺の数値の高さというのは押さえてますでしょうか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） お答えしてまいります。

数値の高さについては今ちょっと持ち合わせがございませんので、今分かりません。申し訳ございません。

現状30ぐらいの塩ビのものが入って、そこに水がたまるような仕組みをつくってございます。それが2か所、これがポンプでくみ上げているというような形のもので、それを一回り大きいものに取り替えてちょっと様子を見ていきたいということで、今回施工したいということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 先ほども言いましたけれども、ちょっとしか出てないのであれば捨てポンプで防水でコンクリートを打って密封してしまえば、それで済む話なのですが、なぜポンプを2か所も残したのかというのを、平松議員おっしゃるように、結構な量が出ているのではないのかと。あと建物の高さによって、もともと現地にある水位の高さよりも建物が低い。低

いということは、ピットから水が出てくることが悪影響を及ぼしているのではないかと。

あと強制排水かけてますので、周りの含水比ですね、土の持つ最大乾燥密度ですとか、含水比というものが変われば、当初のプレロード、サーチャージの設計地層が変わり、その部分は地盤沈下を後で起こしたりとか、盤膨れだとかボイリングというものが起きてくると思うのですけれども、強制排水の高さもただ出たから強制排水かけます、現地の地下水位の高さを変えてしまえば、いろいろな悪影響が出てくるので、それはもともとの設計データの水位ですね、それと今の強制排水かけてる水位というものをデータを見てみないと、ちょっと強制排水かけるのも危険なのではないかなと思いますので、その辺ちょっと数値をいただきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 申し訳ございません。数値については、手元にございませんで、今回、先ほどから申し上げてます、常時水があるという形ではなくて、春先の雪解け時、そのときに水がそこにたまりやすいところから今回の設備をしてあったというところが、それがポンプが壊れたということのもので、そこについて何とか対応していきたいというところで今回の補正を提案しているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） ちょっと様子を見ながらといっても、先ほど言ったとおり、強制排水かけるということは、その部分だけではなく周りから台形状に現地の地形に影響がいろいろ出てくるのです。そこで強制排水をすることによって、100メートル遠くで地盤が下がったりだとかというものも、工事をやっていると、ウェルポイントですとかディープウェルポイントというのをやると悪影響があるので、その水頭高の管理というのがすごい大事なことで、ただ水が出るから水を吐くよというだけで

はなくて、その地域的なものに影響が出る可能性もあるので、数値を取ってデータいただきたいなと思うのですけれどもどうでしょうか。

○議長（木下 敏） 私から、ちょっと一言、数値を持ち合わせてないというのは分かるけれども、今言われていることは、非常にこの補正予算が今後執行していくに当たっても、非常に微妙な線の問題だと思うので、暫時休憩しますので、理事者のほうもきちんとした答弁で今の件に関してやっていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

それで、全員協議会開きます。今の道の駅の水中ポンプのことは私も知らない案件ですので、やはり設計上ないものが検定のときにもあったということだから、これはなかなか軽い発言では、先ほどの答弁なかったと思ってますので、第1委員会室で全員協議会開きます。

午後 2時36分 休憩

午後 3時27分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第40号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第5号）の佐々木議員の質問に対する答弁より入ります。

町長。

○町長（杉原 太） このたびのポンプの補正予算については、具体的な数値の資料を持ち合わせもなく、詳細な調査も必要であるというふうに考えることから、本定例会会期中に第三者機関に調査する予算を提案してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 一般の14ページです。14ページの新型コロナウイルスワクチン接種に関して、質問させていただきます。

この接種事業として、今回5,333万円という予算が計上されたわけですが、この接種に関して、3回目以降の接種というような形

で表現されておりますけれども、まずそれはどうということなのか、少し説明していただきたい。

それから2点目は、この5,333万円というのは、町民の、これは今までワクチンは接種してきているわけですが、今回は新しいXBB.1.5というコロナに対するワクチンだということなのですけれども、これは町内の全対象者に対して接種するという予算になっているのかどうか、それについて2点目にお伺いいたします。

それから、現在第9波と言われるような新型コロナウイルスの感染が起こっているわけですが、現在のこの感染はこのXBB.1.5という新しいタイプのコロナはどのぐらいの割合で、今感染が起こっているのか。それに対してのXBB.1.5の接種だというふうには思うわけですが、その辺について少し分かるように説明していただきたい。

以上です。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） それでは、お答えしてまいります。

まず、1点目の3回目以降の接種ということの捉えで今回秋接種を実施していくわけなのですが、これについては最大、これまで1回目、2回目接種を受けた方を対象にして、3回目、4回目という、1回目、2回目が接種されたことを確認して次の段階にというふうな流れだったので、今回その中でも5回目、6回目打たれている方もいるという中で、まだ3回目ちょっと間を置いてしまったとか、4回目打ってないとか、そういう方々もいらっしゃると思いますので、ちょっと回数はその個人によってまちまちなのですが、今回は想定しているのは1回目、2回目接種を終えた方の3回目以降を主な対象者として捉えて予算計上をさせていただいております。

また、2点目のXBBワクチン、今回の対象者ですが、全対象者、これについては5歳以上の全町民の方、対象者2万3,600人に対して、接種率50%の想定をいたしまして、

1万1,800人の人数を対象として計上させていただいております。

また、乳幼児のワクチンにつきましては、6か月から4歳までということで、対象者は826人に対して、これまでの接種の実績、パーセンテージで見ますと3%弱しか打たれてない状況なのですが、そのうちの25人という想定で予算計上させていただいております。

また、3点目の現在の感染状況についてでございますけれども、以前はオミクロン株ということの感染者数が割的に多かったのですが、新たにまたXBBタイプのワクチンを接種することによって、最新のワクチンでもって取りあえず感染予防していただくという意味合いで、この種のタイプのワクチンを接種していると。その割合については、具体的に道のほう、国のほうから示されている割合というのは通知がないものですから、把握し切れない部分がありますことを御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） これまでのワクチン接種した人でも今結構感染している人が出ているので、4回やっただけでも感染したとかいう状況があるわけですが、今の答弁では、今はやっているこの感染の原因になるウイルスがどのタイプであるかというのを分からないと、どの程度であるかも分からないというような状況の中で、このXBB.1.5というタイプに絞って実施するだけの根拠が本当にあるのかというのがひとつありますし、それから、これまでの接種率が非常に低いというか、50%程度とかね。そういう状況を今回も想定して、接種するというにはちょっと違和感を感じるわけです。今5類になりまして、結構そういう状況の中でも感染が拡大しているということを考えますと、今はやっているコロナに対するワクチンであるべきであるし、そのことを確定した上で接種するという対策が必要であると思うのですけれども、しかも従来の接種率で今回もやるということなのですけれども、もしこのワクチンで十分効くのだということであれば、これ

までのような取組ではなくて、もっと積極的に多くの人が接種して、七飯町ではコロナの感染者がこれから出ないような、そういう取組という形で考えるべきではないかというふうに思うわけですが、その辺についてももう一度きちんと答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） それでは、お答えしてまいります。

現在のワクチンのタイプでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、XBBワクチンということでございますが、これはこれまで国の施策としてワクチン接種事業を行ってきた中の延長上にありまして、今なお国のほうで100%事業と、補助ということで取り組んでいる内容でございます。また、このワクチンの種類については、国から示されたものが七飯町内に納品されるという現状でありますので、その感染している株の状況を当町のほうで勘案して、この方にはこのタイプだとか、オミクロン株のワクチンをより多く提供してほしいだとか、そういった選択肢がないものですから、頂いたワクチンを、最新のワクチンを順次希望される方に打っていくということの認識でございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今答弁いただいておりますけれども、従来の実績に応じた数字といふかな、を目標にしているというのは、ちょっと信じられないのですけれども、もっとコロナに対しては積極的になくしていくという姿勢で取り組むべきではないかというふうに思いますので、このような50%とか従前の接種率に合わせた予算ではなくて、もっと積極的な取組をすべきではないかというふうに思いますけれども、その辺について、答弁願います。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） ちなみに、昨年度秋に開始したワクチン接種事業については、全世帯合わせて合計59.41%の実績でありました。うち65歳以上の接種率は77%と比較

的高いのですけれども、去年の今時期で60%ぐらいの接種率、今回ちょっと予算計上していただいたのは50%と、ある程度ちょっと控え目なパーセンテージになっているのですが、より多くの方に打っていただきたいという思いもありますので、ホームページや町広報紙のほうに接種に対する啓発の案内を継続して行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 3回終わりました。

ほか、質疑ございますか。

田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 2点ほどお願いします。

まず、12ページ、積立金です。

これについては、先ほどの説明では6,800万円、これは令和4年度の剰余金の小さいほうの第7条からいけば、2分の1以上ということであれば、剰余金が1億3,600万円という、そういう理解でよろしいかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

もう1点につきましては、18ページ、事務局費の役務費ですけれども、先ほどの説明ではタブレットの端末機の保険料ということですが、これは令和4年度の保険料の改定のためということで、この56万9,000円については、令和5年度の追加分ということなのか、これどういう意味の、今時期というのはちょっと変といえば変なのですけれども、時期的にどうなのかということで、ここをもう一度ちょっと説明をお願いします。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） このたび財政調整基金のほうには6,800万円の積立予算が計上されております。こちら、令和4年度決算において生じた剰余金の一部ということで、まず実質出資額の2分の1以上の額の中身を説明いたしますけれども、今回形式収支が3億3,569万7,109円、これに対して繰越明許に当たる繰越財源が752万8,000円でしたので、これを差し引いた残りが3億2,816万9,109円、これの地方財政法第7条では2分の1の額以上ですので、1億6,408万5,000円

程度になるかと思われまますけれども、このたびは全額を財政調整基金に積み立てるのではなく、地方財政法第7条では積立金または地方債の償還期限を繰り上げて行う借金の償還に充てることもできますので、このうちの1億6,400万円を超えるうちの6,8800万円については、財政調整基金の積立金に、残り9,600万円程度ありますけれども、こちらのほうが今回、去年ですと3月に行っていたものを今回9月に追加の補正提案しまして、町債のほうの繰上償還に充てたいとする内容でございます。合計で約1億6,400万円程度、ちょっと超えますけれども、1億6,439万円になりますけれども、この額を地方財政法に基づいて処分をしたいというような補正予算の提案になります。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） タブレットの端末保険料の関係でございますけれども、こちらのタブレットはまず町内の小中学校児童生徒及び教職員が使っているタブレットでございます。そちらのほう、令和4年度から新たに保険をかけさせていただきました。故障ですとか、落下による破損ですとか、そういったものを補償する保険でございます。

令和4年度新たに保険をかけさせていただきまして、令和5年度も継続して保険をかけようということで当初予算に計上しております。ただ、当初予算計上後に最終的に令和4年度のタブレットの、いわゆる保険を使った破損とか故障に、タブレットを使った保険の実績が令和4年度確定したときに、その台数に応じて翌年度の保険料が変わると、そのような形になりましたので、令和5年度当初予想していた金額を超えてしまったということでございます。そういったことで、令和5年度につきましては、当初1年間で保険をかける予定だったので、予算が不足していたものですから、4月から9月上半期ということで、取りあえず規定の予算の中で保険をかけさせていただきました。ただ、このままで行きますと、10月以降の保険をまだかけていない状態ですので、今不

足分をここで補正させていただきまして、10月から3月までの分を上半期と同じ金額で保険を結ばせていただきたいということで、この予算を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 先ほどの財政調整基金の関係ですけれども、9,600万円、これちょっと聞こえなかったのですけれども、6,800万円については財調に入りますけれども、9,600万円についてはちょっと聞こえなかったもので、そこをもう一回お願いします。

それから、保険料の関係ですけれども、これは前期後期の後期の部分だという考え方でよろしいのですね。何か先ほど令和5年度の新規と言っていたような気がしていたのですけれども、これは令和5年度の前期と後期を分けて、後期の分の56万9,000円の保険料ですと、そういう理解でいいのですか。それとも、いわゆる令和4年度の精算分で保険料が上がった分の支払いなのか、そこら辺ちょっともう少しお願いします。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） すみません、先ほどは聞きづらい答弁でしたので、申し訳ございませんでした。

こちら財政調整基金6,800万円のほかに補正予算の20ページをお開きいただければ、町債の元金償還金として今回9,639万円、この残りを充てております。ですので、長期債元金償還金ではマイナスの△2,597万1,000円となっておりますけれども、こちら6月に定時償還をかける分を9月で前もって繰上償還する額と長期債元金繰上償還金1億2,236万1,000円となりますけれども、9月で一括で繰上償還する額になりますので、このプラスマイナスの差額で9,639万円、この額が地方財政法の積立金のあとの残りの額ということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 保険料の説明が

ちょっと分かりづらくて申し訳ございません。

まず令和4年度保険を契約させていただきました。そちらのほうはもう全て完了しております。ただ、令和4年度に七飯町が保険を使った件数、件数によって次年度の保険料が変わるということで、令和5年度新たに継続して同じ同様の保険を継続しようとしたときに、令和4年度の実績がちょっと件数が保険会社的に多かったということで、単価が上がってしまったということでございます。

そのために、当初予定していた当初予算内で1年間の契約を結ぶことができなかったということで、ただ保険がなしにそのまま進むわけにはいきませんので、予算の範囲内で上半期4月から9月までの保険は契約することができましたので、それを契約させていただきました。残りの残予算とあと不足する分が今回56万9,000円ですけれども、この不足分を補正させていただきまして、上半期と同じ金額で下半期の契約を結ばせていただきたいと思って、今回の補正を計上しております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

中川友規議員。

○9番（中川友規） 一般の14、新型コロナウイルスワクチン接種の関係ですけれども、これまでも進めてきていたと思うのですけれども、町内でこのワクチンによっての後遺症だとか、そういった不具合というか、そういった事案が町内で発生したことがあるのかどうかということと、あと一般の18で、社会資本整備総合交付金事業の政策空家の移転補償費で、これは移転した後の跡地利用というのですかね、そういったものというのはもう何か考えてあるのかどうかという2点だけ。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） コロナワクチンの関係でございます。

町内でこれまでワクチン接種をされて後遺症として発生された方がいるかということでございますけれども、やはりその方の体質だとかに

もよりまして、若干やはり痛みが長期間に及んであったとか、ちょっとやはり頭がくらくらするだとか、発熱の症状だとか、そういうことが一過性のものであるのかもしれないですけれども、大なり小なりは多少ありました。ただ、そんな何十人もいるわけではなくて本当に数人に及ぶ、そういう方がいらっしまったということは確認しております。

以上です。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） それでは、一般18ページの政策空家の移転補償について、移転後の3団地の跡地利用の考え方についてですけれども、初めに緑団地については1棟の政策空家がございます。これについては、国の社会資本整備交付金を活用して解体後には面積としては600平米前後ありますけれども、これについては一般公募で売却をしていきたい考えであります。また、上台団地については2棟の政策空家がございます、この団地については駐車場というものがございませんので、冬場の除雪などもいろいろ苦慮しているところがありますので、この団地については面積的には2,000平米くらいありますので、そこについては今の入居者に対して十分説明しながら駐車場を整備して、そこを活用していきたいというふうに考えております。

あと残りの政策空家、桜団地18棟については、この団地についても交付金使いながら解体を進めて、ここについては今後7年後になりますけれども、新幹線延伸の開業を見据えて、今後車両基地の関連企業も十分見込まれますので、また定住移住についても促す観点から、ここについても一般公募で売却を考えて、団地造成、これについては面積が大きいので、開発行為の団地造成を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） ワクチンのほうなのですが、私も打ったとき熱出たりとかそういう軽いのはあったのですけれども、では七飯町

においては重い後遺症とかというそういった事案はないということで受け取ってよろしいですか。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） 七飯町内では問合せ受けた中で発熱だとかちょっと痛みがというのは、私どもの捉えとしては副反応であるということで認識しております。

長期間に及ぶ後遺症ということは、今現時点ではそのような問合せがないというふうに確認しておりますので、今のところは副反応の範囲で済んでいるのかなというふうな認識をしております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第40号令和5年度七飯町一般会計補正予算(第5号)を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第41号 令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長（木下 敏） 日程第10 議案第41号令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、議案第41号令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案説明を申し上げ

ます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,183万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億906万5,000円とするものでございます。

今回の補正の内容は、歳入で前年度繰越金の増額、歳出で過年度還付金の増額、道支出金の前年度精算返還金の増額及び基金積立金の増額を計上するものでございます。

それでは、国保7ページの歳出から御説明申し上げます。

8款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金は、今年度の支出に不足が見込まれることから、一般被保険者保険税還付金193万9,000円の追加。

2目その他償還金は、道支出金の保険給付費等交付金の前年度精算返還金として、国庫支出金等返還金344万4,000円の追加。

9款基金積立金1項1目基金積立金は、前年度繰越金から国民健康保険財政調整基金への積み立てるものとして国民健康保険財政調整基金積立金645万1,000円の追加でございます。

次に、国保5ページの歳入に戻っていただきまして、

6款繰越金1項1目繰越金、前年度繰越金として1,183万4,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第41号令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第42号 令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長（木下 敏） 日程第11 議案第42号令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、議案第42号令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算について提案説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ164万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,964万6,000円とするものでございます。

今回の補正の内容は、前年度会計の出納整理期間中に収入となった保険料を令和5年度の保険料負担金として、北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するため補正するものでございます。

それでは、後医7ページの歳出から御説明申し上げます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金として164万6,000円を追加するものでございます。

次に、後医5ページの歳入に戻っていただきまして、

3款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金164万6,000円を追加するものでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第42号令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第43号 令和5年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(木下 敏) 日程第12 議案第43号令和5年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(谷口真樹) それでは、議案第43号令和5年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第1号)について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,526万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ29億9,710万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容については、歳出は、介護保険財政調整基金への積立金及び令和4年度介護給付費負担金等精算に係る国、社会保険支払基金及び北海道への返還金の補正でございます。

それでは、初めに歳出から御説明申し上げます。介保7ページをお開き願います。

最初に、5款基金積立金1項1目基金積立金の介護保険財政調整基金費は、介護保険特別会計の財源の不足が生じたときのための積立金として2,150万円を追加。

次に、7款諸支出金1項2目償還金の償還金(介護保険事業)は、国庫支出金等返還金として3,376万3,000円を追加するものでござ

います。

続きまして、5ページの歳入にお戻り願います。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金として5,526万3,000円を追加するものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第43号令和5年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第44号 令和5年度七飯町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(木下 敏) 日程第13 議案第44号令和5年度七飯町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(池田 晃) それでは、議案第44号令和5年度七飯町水道事業会計補正予算(第1号)について提案説明申し上げます。

今回の補正予算は、過年度水道料金還付金の予算不足見込み並びに道道2路線、七飯大野線、大野大中山線及び町道峠下4号線の改良工事に伴う水道管移設工事の実施設計委託に関する補正をお願いするものとなっております。

お手元でございます議案第1条は、令和5年

度七飯町水道事業会計補正予算(第1号)を次のとおりとする総則でございます。

次の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の支出総額について、第1款水道事業費用の既決予定額に19万8,000円を増額し、総額を4億5,491万8,000円とすることをお願いするものでございます。

次の第3条は、予算第4条に定めました資本的収入及び支出について、本文括弧書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,396万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額4,320万5,000円、過年度分損益勘定留保資金6,996万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金8,079万3,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入の収入総額について、第1款資本的収入の既決予定額に500万円を増額し、総額を4億2,493万7,000円とし、資本的支出の支出総額について、第1款資本的支出の既決予定額に780万円を増額し、総額を6億1,890万4,000円とすることをお願いするものでございます。

次のページの第4条は、予算第6条に定めました企業債を補正するもので、別紙のとおり限度額等の追加及び変更をお願いするものでございます。

それでは、収益的支出について御説明申し上げます。

お手元の資料、水道6ページをお開きください。

1款水道事業費用3項特別損失1目過年度損益修正損は19万8,000円の増額で、内訳は64節過年度損益修正損で、過年度水道料金の還付の執行見込額より19万8,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、留保資金にて対応するため、収入の補正はございません。

次に、資本的収入及び支出の支出の説明について御説明します。

お手元の資料、水道9ページをお開き願います。

1款資本的支出1項建設改良費2目管路整備

費は780万円の増額で、内訳は16節委託料で、道道2路線、町道1路線の水道管移設実施設計委託に係る増額をお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入を御説明申し上げます。

お手元の資料、水道8ページにお戻り願います。

1款資本的収入1項企業債1目上水道事業債は500万円の増額で、内訳は2節管路整備債で企業債の増額をお願いするものでございます。

なお、町道分については留保資金で対応するため、今回の収入補正はございません。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第44号令和5年度七飯町水道事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第45号 令和5年度七飯町下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(木下 敏) 日程第14 議案第45号令和5年度七飯町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(池田 晃) それでは、議案

第45号令和5年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明申し上げます。

今回の補正予算は、過年度下水道使用料還付金の予算不足見込み及び道道大野大中山線の改良工事に伴う污水管渠支障物件移設設計委託に関する補正をお願いするものとなっております。

お手元にある議案第1条は、令和5年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）を次のとおりとする総則でございます。

次の第2条は、予算第3条に定めました収益的収入の支出総額について、第1款下水道事業費用の既決予定額に24万8,000円を増額し、総額を8億4,040万2,000円とすることをお願いするものでございます。

次の第3条は、予算第4条に定めました資本的収入及び支出について、本文括弧書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,905万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額852万5,000円、過年度分損益勘定留保資金3,623万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億3,429万2,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入の収入総額について、第1款資本的収入の既決予定額に280万円を増額し、総額を2億9,921万4,000円とし、資本的支出の支出総額について、第1款資本的支出の既決予定額に286万円を増額し、総額を4億7,827万円とすることをお願いするものでございます。

次のページの第4条は、予算第6条に定めた企業債を補正するものでございます。別紙のとおり限度額等の変更をお願いするものでございます。

それでは、収益的支出について御説明申し上げます。

お手元の資料、下水6ページをお開きください。

1款下水道事業費用3項特別損失1目過年度損益修正損は24万8,000円を増額で、内訳は64節過年度損益修正損で、過年度下水道使

用料の還付の執行見込みより24万8,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、収入については留保資金を活用するため、収入の補正はございません。

次に、資本的収入及び支出の説明となります。

お手元の資料の下水9ページをお開き願います。

1款資本的支出1項建設改良費2目管渠整備費は286万円の増額で、内訳は16節委託料で、道道大野大中山線の污水管渠支障物件移設設計委託に関する増額をお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入を御説明申し上げます。

お手元の資料、下水8ページにお戻り願います。

1款資本的収入1項企業債1目下水道事業債は280万円の増額で、内訳は2節管渠整備費で企業債の増額をお願いするものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第45号令和5年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本日の日程は全

て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時08分 散会